

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
1	要求水準書(案)	食育の推進	1	3	(2)							「本施設を学校給食の食育推進の拠点として位置付け～食育の一層の充実を図る。」と記載がありますが、北部には同記述がありません。南部のみ特別な位置付けとして何かあるのでしょうか。	(仮称)南部学校給食センターについては、多目的室や見学通路等を活用して、児童生徒等への食育を推進するための施設と位置付けています。
2	要求水準書(案)	防災力の向上	2	3	(4)							本事業の基本理念の防災力の向上について、「災害時における炊き出しのバックアップ等や配送の拠点」とありますが、避難所としての機能(災害時の被災者の滞在等)は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	要求水準書(案)	環境負荷の低減	2	3	(5)							「ZEB認証(ZEBReady以上)を取得」とありますが、ZEBの前提の省エネ計算を根拠とする場合、給食センターの主な部分が工場用途である限り、計算対象外となります。工場用途に属さないエリアのみを対象として考えてよいでしょうか。	給食センターの用途は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を適用し、工場として判定することを想定しています。 このため、省エネ計算(一次エネルギー消費量等の計算)における算定対象の考え方については、ご質問のとおり、原則、工場用途として生産エリアに属さないエリアが対象となると想定していますが、提案内容に応じて、適切な建物・室用途の区分を採用してください。 (参考:「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について(技術的助言)」(国住建環第215号、国住指第4190号 平成29年3月15日)) 工場における生産エリアは、現時点では一次エネルギー消費量の算定対象には含まないこととする建築物の部分とされているもの。
4	要求水準書(案)	環境負荷の低減	2	3	(5)							「～ZEB認証(ZEBReady以上)を取得する。」とありますが、地方公共団体における給食センターのZEB認証取得は、全国でも事例が非常に少なく、かつ「製造エリアを除いた事務所エリア限定」されて取得されています。製造エリア(調理エリア)も対象とすると大量調理マニュアルにある調理室内の環境(室温25以下、湿度80%以下)や給食提供時間(2時間喫食)にも影響を及ぼす可能性があります。ZEB認証取得は、「製造エリアを除いた事務所エリア限定」との理解で宜しいでしょうか。	給食センターの用途は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を適用し、工場として判定することを想定しています。 このため、省エネ計算(一次エネルギー消費量等の計算)における算定対象の考え方については、ご質問のとおり、原則、工場用途として生産エリアに属さないエリアが対象となると想定していますが、提案内容に応じて、適切な建物・室用途の区分を採用してください。 (参考:「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について(技術的助言)」(国住建環第215号、国住指第4190号 平成29年3月15日)) 工場における生産エリアは、現時点では一次エネルギー消費量の算定対象には含まないこととする建築物の部分とされているもの。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
5	要求水準書(案)	環境負荷の低減	2	3	(5)						<p>本事業の基本理念、環境負荷低減の項目で「ZEB認証(ZEB Ready以上)を取得する」と記載がございますが、生産施設用途でZEB Ready以上を取得する場合、建設コストに大きく影響を与える事が考えられます。ZEB Ready以上の取得は必須となりますでしょうか。</p> <p>必須となります。 なお、給食センターの用途は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を適用し、工場として判定することを想定しています。生産エリアに該当する室等については、一次エネルギー消費量の算定対象には含まないものと想定していますが、提案内容に応じて、建物・室用途の区分を採用してください。</p> <p>(参考：「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について(技術的助言)」(国住建環第215号、国住指第4190号 平成29年3月15日)) 工場における生産エリアは、現時点では一次エネルギー消費量の算定対象には含まないこととする建築物の部分とされているもの。</p>
6	要求水準書(案)	事業の実施スケジュール(予定)	2	4	(1)						<p>事業予定スケジュールについて、設計・建設期間ですが令和6年12月～令和8年9月(約22か月間)との記述がございます。</p> <p>令和6年度からの建設業界での時間外労働規制や人手不足、運送の問題、民間の確認申請期間も要することから、現在の予定スケジュールでは納まらない可能性があります。</p> <p>また仮に22か月内に収める計画とした場合でも、貴市との十分な協議期間を設けることができない可能性があります。</p> <p>よりよい施設整備のために完成までの設計・建設スケジュールの見直しをご検討いただけないでしょうか。</p>
7	要求水準書(案)	事業の実施スケジュール(予定)	2	4	(1)						<p>設計・建設期間「約22か月」とされています。</p> <p>貴市にて想定した設計期間、建設期間をご教示ください。</p> <p>労働基準法改正により2024年度から建設業での時間外労働の上限が適用されることから、当該期間より3～5か月大幅に不足すると考えます。設計・建設期間の設定見直しをお願いします。</p>
8	要求水準書(案)	施設整備業務	2	4	(2)	ア	(ア)				<p>解体工事はないものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>お見込みのとおりです。</p>
9	要求水準書(案)	遵守すべき法令等	5	4	(3)	イ		d			<p>相模原市開発事業基準条例により、歩道状空地、公園、排水施設、消防水利、防災無線、自動車駐車場などの規定がありますが、入札前に協議を行うことは不可能と思います。事業コストを大きく左右する条件のため、今回の給食センターでは何か必要かを事前に示されるべきです。</p> <p>要求水準書(案)に記載のとおり、事前調査業務及びその関連業務等は、事業者の業務の範囲となります。実現可能なものとなるよう、事業者が関係部署・機関に確認の上、事業提案を行ってください。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
10	要求水準書(案)	敷地条件	7	5	(1)	ア					「計画に影響のない範囲で敷地の形状が一部変更となる場合がある」とのことですが、具体的にどのような想定がございますでしょうか。ご教示ください。	解体工事の進捗を踏まえて、敷地規模が大きく変わらない範囲の中で、北側・西側の一部の敷地形状が変わる可能性を想定しています。
11	要求水準書(案)	敷地条件	7	5	(1)	ア					計画案作成に当たり関係機関(相模原市、消防、警察他)に事前相談を行っても宜しいでしょうか。	計画案作成に当たっては、実現可能なものとなるよう、事業者が関係部署・機関に必要な確認をしてください。
12	要求水準書(案)	敷地条件	7	5	(1)	ア					敷地面積が約9,800㎡とありますが、敷地面積の確定測量(境界確定及びPL設置)は貴市の業務との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。参考資料2 敷地範囲図のとおり、敷地面積の確定及びPL等の設置は完了しています。なお、工事着手前までに滅失しているPL等については、市の負担において設置を行うものとしします。
13	要求水準書(案)	敷地条件	7	5	(1)	ア					敷地面積が約とありますが、敷地測量図及び高低のわかるコンター図がありましたら資料として提出願います。	敷地測量に関して提供する資料は、参考資料2 敷地範囲図のみとなります。
14	要求水準書(案)	敷地条件	7	5	(1)	ア					敷地面積が約9,800㎡とありますが、既存建物解体後の計画敷地の北西側部分(計画敷地9,800㎡外)は、施設整備期間中に利用することは可能でしょうか。	原則として、敷地範囲外を作業用地として使用することはできません。
15	要求水準書(案)	インフラ整備状況	7	5	(1)	イ					「既設中圧ガスA 100Aに設置されているバルブより分岐の上、適切なガバナ等の設置により敷地内へ引込可能」と記載がありますが、一部LPガスを要求されている調理機器がございます。本計画はLPガスによる計画と考えて宜しいですか。	要求水準書(案)において、連続炊飯器や一部のガス釜については、LPガスの使用を原則としておりますが、より良い提案を妨げるものではありません。これに伴い、要求水準書(案)を修正します。
16	要求水準書(案)	インフラ整備状況	7	5	(1)	イ					「市営斎場(隣地)からの分岐可」と記載がありますが、市営斎場への影響は無いと考えて宜しいでしょうか。ガス会社との協議結果があれば開示頂きたいです。	市営斎場への影響は無いものと考えていますが、実施する場合は事前に市等との協議が必要となります。また、実現可能なものとなるよう、事業者が供給事業者等に確認してください。
17	要求水準書(案)	インフラ整備状況	7	5	(1)	イ					「特定都市河川浸水被害対策法や相模原市開発事業基準条例に基づいた雨水調整施設を整備する」とありますが、原則的に雨水貯留なのか、雨水浸透なのかの方針は示されているでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおり、事前調査業務及びその関連業務等は、事業者の業務の範囲となります。実現可能なものとなるよう、事業者が関係部署・機関に確認してください。
18	要求水準書(案)	インフラ整備状況	7	5	(1)	イ					「敷地内に架空配線あり」との記載がございますが、既存建物の北側の電柱のことを指していますでしょうか。また、電柱の移設は想定されていますでしょうか。その場合条件等がありましたらお示し下さい。	参考資料5-1 既存施設に関する資料 旧東清掃事業所参考図 1.全体配置図に「撤去工事対象外」と記載のある電柱以外は撤去します。また、「撤去工事対象外」の電柱については解体工事において電柱周辺の工作物解体終了後、移設します。移設場所については今後、供給事業者等と調整を行い決定します。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
19	要求水準書(案)	インフラ整備状況	7	5	(1)	イ					給排水の項目で雨水調整施設を整備するとありますが、既存があり整備することのことでしょうか。それとも新たに整備することのことでしょうか。	既存施設はありません。必要となる施設等については、実現可能なものとなるよう、事業者が関係部署・機関に確認してください。
20	要求水準書(案)	インフラ整備状況	7	5	(1)	イ					参考資料3-2「インフラ現状図(下水道)」では、既存公共汚水ますと思われるものは見受けられますが、画質が荒いため、管径や土被り等の数値を読み取ることが出来ません。計画地周辺を拡大した資料を開示頂きたいです。	市HPにおける「さがみはら地図情報」より「下水道施設台帳平面図」をご確認ください。
21	要求水準書(案)	インフラ整備状況	7	5	(1)	イ					参考資料3-1「インフラ現状図(上水道)」では、計画地の周囲に給水本管が見受けられませんが、給水本管の延伸工事が必要との考えで宜しいでしょうか。上水道局との協議結果があれば開示頂きたいです。また延伸工事は市の負担と考えると宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおり、事前調査業務及びその関連業務等は、事業者の業務の範囲となるほか、接続整備に要する費用は事業者の負担となります。実現可能なものとなるよう、事業者が関係機関等に確認してください。
22	要求水準書(案)	インフラ整備状況	7	5	(1)	イ					建物規模、調理能力などから判断すると、給水引込径は75程度が必要と考えます。給水本管と同一径での引込は可能でしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおり、事前調査業務及びその関連業務等は、事業者の業務の範囲となります。実現可能なものとなるよう、事業者が関係機関等に確認してください。
23	要求水準書(案)	インフラ整備状況	7	5	(1)	イ					電力の欄に「敷地内に架空配線あり」と記載がありますが、本計画に利用可能な配線でしょうか。また具体的な架空配線位置をご教示ください。	要求水準書(案)に記載のとおり、配線等については事業者が供給事業者に確認、調整してください。
24	要求水準書(案)	インフラ整備状況	7	5	(1)	イ					都市ガスを採用するかLPGガスを採用するかは事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	要求水準書(案)	埋蔵文化財	8	5	(1)	エ					エでは「埋蔵文化財包蔵地があり(試掘調査は既に完了済)、文化財保護法に基づき必要な手続は、事業者の責任及び費用負担により行う。」とありますが、文化財が埋蔵されているという状況なのでしょうか。	試掘調査による埋蔵文化財の分布確認を受け、既存施設の解体工事に伴う本発掘調査を令和5年度末までの予定で実施中です。なお、事業用地の一部は周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれるため、文化財保護法第93条第1項による届出が必要であり、同条第2項に従い本市教育委員会の指導に従っていただく必要があるため、関係部署(文化財保護課)へ確認を行ってください。
26	要求水準書(案)	埋蔵文化財	8	5	(1)	エ					「調査結果に応じて一定の期間を要する対策が必要となる可能性がある。」とありますが、対策期間が生じ、本施設工事の着工が遅れた場合、それに伴う増加費用(それに伴う金融費用含む)は協議頂けますでしょうか。	本市で実施している本発掘調査(令和5年12月から令和6年3月まで)において、現時点で契約後の工期に影響のあるような対策は想定していません。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
27	要求水準書(案)	埋蔵文化財	8	5	(1)	エ					「文化財保護法に基づき必要な手続は、事業者の責任及び費用負担により行う。」とありますが、本発掘調査を令和5年12月から実施するという事は、試掘調査(既に完了済)にて埋蔵文化財が出土したとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	要求水準書(案)	埋蔵文化財	8	5	(1)	エ					発掘調査で重要な文化財が出た場合、どのような対処となりますか。	一定の期間を要する対策が必要となる可能性があります。試掘調査による埋蔵文化財の分布確認を受け、本発掘調査(令和5年12月から令和6年3月まで)を実施していますが、現時点では契約後の工期に影響のある対策は想定していません。
29	要求水準書(案)	埋蔵文化財	8	5	(1)	エ					本発掘調査結果により工事の乗り込み時期の遅れが生じる場合や、予期せぬ対策が必要となる場合には設計期間、対策費について別途協議が可能と考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	本市で実施している本発掘調査については、令和5年度末までの予定で実施中につき、現時点で契約後の工期に影響のあるような対策は想定していません。
30	要求水準書(案)	埋蔵文化財	8	5	(1)	エ					埋蔵文化財の扱いについて「周知の埋蔵文化財包蔵地があり(試掘調査は既に完了済)、文化財保護法に基づき必要な手続は、事業者の責任及び費用負担により行う」とありますが、調査報告が開示されておらずどのようなリスクを想定する必要があるか分かりかねます。埋蔵文化財に関するリスクについては、貴市側として頂く事は可能でしょうか。	試掘調査による埋蔵文化財の分布確認を受け、本発掘調査(令和5年12月から令和6年3月まで)を実施しています。事業用地の一部は周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれるため、文化財保護法第93条第1項による届出が必要であり、同条第2項に従い本市教育委員会の指導に従っていただく必要があるため、関係部署(文化財保護課)へ確認を行ってください。 「事業者の責任及び費用負担により行う」とは、当該届出については、本事業の事業範囲としていることを指すものです。届出に係る詳細については、関係部署(文化財保護課)へ確認を行ってください。 なお、リスクについては、案件ごとの状況等に応じて、合理性を判断することを想定しており、疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議することとしています。
31	要求水準書(案)	埋蔵文化財	8	5	(1)	エ					埋蔵文化財の調査結果に応じて一定の期間を要する対策が必要になる場合、事業期間延長に伴う経費及びその間の物価変動に伴う費用については協議して頂けると考えれば宜しいでしょうか。ご教授願います。	本市で実施している本発掘調査(令和5年12月から令和6年3月まで)において、現時点で契約後の工期に影響のあるような対策は想定していません。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
32	要求水準書(案)	埋蔵文化財	8	5	(1)	エ				埋蔵文化財について、「周知の埋蔵文化財包蔵地があり(試掘調査は既に完了済)、文化財保護法に基づき必要な手続は、事業者の責任及び費用負担により行う。なお、本発掘調査は、令和5年12月から令和6年3月までの期間に実施する予定である。調査結果に応じて一定の期間を要する対策が必要となる可能性がある。」とのことですが、調査の結果で調査期間が延長となった場合は、事業スケジュールの変更をしていただけのでしょうか。	本市で実施している本発掘調査については、令和5年度末までの予定で実施中で、現時点で契約後の工期に影響のあるような対策は想定していません。
33	要求水準書(案)	既存建物・工作物等の解体工事等	8	5	(1)	オ	(ア)			「事業用地に係る解体工事は令和6年4月から令和7年7月の期間を予定している。」とありますが、解体工事が遅延し、本施設の着工が遅れた場合、それに伴う増加費用(それに伴う金融費用含む)は協議頂けますでしょうか。	本事業スケジュールへの影響が生じるほどの遅延が発生した場合は、案件ごとの状況等に応じて、合理性を判断することを想定しており、疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議することとしています。
34	要求水準書(案)	既存建物・工作物等の解体工事等	8	5	(1)	オ	(ア)			解体工事等の実施を令和6年4月から令和9年まで(事業用地に係るものは令和7年7月の期間)とありますが、工事期間中及び運営にも重なります。解体工事と建設工事の搬出入ルートは重ならないとの考えでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおり、解体工事の関係車両も使用可能な敷地内通路として整備することから、解体工事の関係車両もこの敷地内通路を通行することとなります。
35	要求水準書(案)	既存建物・工作物等の解体工事等	8	5	(1)	オ	(ア)			確認ですが、市が実施する解体工事は、地下埋設物も全て撤去解体する理解で宜しいでしょうか。落札後、建設工事中に、万一、地下埋設物等が発見された場合、市の負担にて撤去して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	残置予定の施設については、参考資料5-1既存施設に関する資料「旧東清掃事業所参考図面」1～5図において「残置」、「存置」または「撤去工事対象外」と記載のある施設等及び「既存施設参考図面」1.管理棟の杭となります。また、地中障害物等が発見された場合は、案件ごとの状況等に応じて、合理性を判断することを想定しており、疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議することとしています。
36	要求水準書(案)	既存建物・工作物等の解体工事等	8	5	(1)	オ	(ア)			市が実施する解体工事について、解体・撤去範囲は、事業敷地の範囲内の建築物(杭を含む)、埋設管、囲障、舗装、植栽、付帯施設・構造物全との理解でよろしいでしょうか。また、残置予定の施設等はございますか。	残置予定の施設については、参考資料5-1既存施設に関する資料「旧東清掃事業所参考図面」1～5図において「残置」、「存置」または「撤去工事対象外」と記載のある施設等及び「既存施設参考図面」1.管理棟の杭となります。
37	要求水準書(案)	既存建物・工作物等の解体工事等	8	5	(1)	オ	(ア)			既存建物・工作物等の解体工事等について、「このうち、事業用地に係る解体工事は令和6年4月から令和7年7月の期間を予定している。」との記載がありますが、この業務が遅れた場合に、事業スケジュールの変更はしていただけますでしょうか。	本事業スケジュールへの影響が生じるほどの遅延が発生した場合は、案件ごとの状況等に応じて、合理性を判断することを想定しており、疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議することとしています。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
38	要求水準書(案)	既存建物・工作物等の解体工事等	8	5	(1)	オ	(ア)				既存建物・工作物等の解体工事等について、「このうち、事業用地に係る解体工事は令和6年4月から令和7年7月の期間を予定している。」との記載がありますが、敷地への乗り込み可能日は、令和7年8月以降との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	要求水準書(案)	既存建物・工作物等の解体工事等	8	5	(1)	オ	(ア)				既存建物・工作物等の解体工事等について、「このうち、事業用地に係る解体工事は令和6年4月から令和7年7月の期間を予定している。」との記載がありますが、敷地への乗り込み可能日は、令和7年8月以降の場合において、建設期間は14か月となり、長期休みを除くと、実質は13か月程度しかありません。施工期間中においても、貴市との十分な協議期間を設けることができない可能性があります。よりよい施設整備のために完成までの建設スケジュールの見直しをご検討いただけないでしょうか。	現時点で変更は予定していませんが、令和6年度以降労働基準法改正の影響等も見極めながら必要に応じて、契約後も協議を行います。
40	要求水準書(案)	既存建物・工作物等の解体工事等	8	5	(1)	オ	(ア)				解体工事対象エリア内の既存物に関し、杭を含めた全ての地中障害物は解体工事で撤去されるものと考えて宜しいでしょうか。また万一、地中残置物が計画建物と干渉する場合は、対策費について別途協議が可能と考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	残置予定の施設については、参考資料5-1既存施設に関する資料「旧東清掃事業所参考図面」1～5図において「残置」、「存置」または「撤去工事対象外」と記載のある施設等及び「既存施設参考図面」1.管理棟の杭となります。上記以外の残置物が発生した場合は、案件ごとの状況等に応じて、合理性を判断することを想定しており、疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議することとしています。
41	要求水準書(案)	既存建物・工作物等の解体工事等	8	5	(1)	オ	(ア)				解体工事対象エリア内の既存物に関し、建物はもちろん、外構に関わる舗装やフェンス、雨水側溝や雨水ます、雨水やインフラの配管、植栽等は、解体工事で全て撤去され、更地として引き渡されるものと考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	原則として更地となりますが、残置予定の施設については、参考資料5-1既存施設に関する資料「旧東清掃事業所参考図面」1～5図において「残置」、「存置」または「撤去工事対象外」と記載のある施設等及び「既存施設参考図面」1.管理棟の杭となります。
42	要求水準書(案)	既存建物・工作物等の解体工事等	8	5	(1)	オ	(イ)				解体工事に係る仮囲いは参考資料5-2の通り、市が実施するとありますが、給食センター建設期間中も5-2の資料の通り、仮囲いがあると考えれば宜しいでしょうか。また支障が生じる場合は協議の上、解体工事受注者が移設や盛替えをすると考えて宜しいでしょうか。ご教授願います。	お見込みのとおりです。ただし、同様に本事業の仮囲いによって解体工事等受注者に支障が生じる場合は協議の上、本事業者が移設や盛替えを実施するものとします。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
43	要求水準書(案)	土壌調査	8	5	(1)	カ	(イ)			土壌調査の結果に対する対策工事は解体工事により市が実施するとあります。それは令和7年7月以降となると思われませんが、建設期間と絡まないとの考えでよろしいでしょうか。又、事業用地に関する所は事前に終わらすことは出来ないのでしょうか。	解体工事において実施する土壌調査の結果により、本事業スケジュールへの影響が生じるほどの対策工事が発生した場合は、案件ごとの状況等に応じて、合理性を判断することを想定しており、疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議することとしています。また、解体工事の進捗に合わせて実施する箇所もあり全ての調査箇所を事前に完了させることは困難となります。
44	要求水準書(案)	土壌調査	8	5	(1)	カ	(ウ)			「・・・対策工事の状況に応じて、本事業の工期を一定期間変更する必要が生じる可能性がある。」とありますが、解体工事が遅延し、本施設の着工が遅れた場合、それに伴う増加費用(それに伴う金融費用含む)は協議頂けますでしょうか。	本事業スケジュールへの影響が生じるほどの遅延が発生した場合は、案件ごとの状況等に応じて、合理性を判断することを想定しており、疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議することとしています。
45	要求水準書(案)	土壌調査	8	5	(1)	カ	(ウ)			土壌調査の対策工事の状況に応じて、本事業の工期を一定期間変更する可能性があるとの記載がありますが、工期変更に伴い工事費が増加した場合、貴市に工事費の追加を請求できるものと考えてよろしいでしょうか。	本事業スケジュールへの影響が生じるほどの遅延が発生した場合は、案件ごとの状況等に応じて、合理性を判断することを想定しており、疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議することとしています。
46	要求水準書(案)	土壌調査	8	5	(1)	カ	(ウ)			土壌汚染調査の結果により、事業スケジュールが遅れることによるリスクは貴市の責によるものと考えて宜しいでしょうか。また、土壌汚染対策法に基づく必要な手続はすべて本事業の範囲外と考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	解体工事において実施する土壌調査の結果により、本事業スケジュールへの影響が生じるほどの遅延が発生した場合は、案件ごとの状況等に応じて、合理性を判断することを想定しており、疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議することとしています。また、解体工事及び汚染土壌の措置に係る土壌汚染対策法に基づく手続は、本事業の対象外となりますが、本事業に係る形質変更等の手続は、事業者の業務範囲となります。
47	要求水準書(案)	土壌調査	8	5	(1)	カ	(ウ)			土壌調査結果に対する対策工事が必要な場合、令和7年8月以降に行われると考えれば宜しいでしょうか。ご教授願います。	解体工事において実施する土壌調査の結果により、本事業スケジュールへの影響が生じるほどの対策工事が発生した場合は、案件ごとの状況等に応じて、合理性を判断することを想定しており、疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議することとしています。
48	要求水準書(案)	施設の稼働日数等	8	5	(2)					配送校の稼働日数は、令和4年度平均回数：171日とありますが、新センター稼働後は185日との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	要求水準書(案)	調理能力	8	5	(3)	イ	(ア)			施設が備えるべきアレルギー対応食の調理能力について、最大調理能力の1.5%となる135食を最大調理能力とする、という考えでお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
50	要求水準書(案)	供給能力	9	5	(3)	イ	(イ)			1クラス当たりの最大食数をご提示ください。	生徒、教職員を合わせ、1クラス最大42名を想定しています。
51	要求水準書(案)	供給能力	9	5	(3)	イ	(イ)			職員室分として1校1学級分を想定しているとありますが、表「配送校及び令和5年度現在の生徒数、学級数及び職員数」の通常学級の学級数に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	職員室分については、表「配送校及び令和5年度現在の生徒数、学級数及び職員数」の通常学級数には含まれていません。要求水準書(案)を修正します。
52	要求水準書(案)	供給能力	9	5	(3)	イ	(イ)			表に示されている生徒数、学級数、職員数は、事業期間数の最大値と考えてよろしいでしょうか。異なるようでしたら、最大値をご提示ください。	追加公表の参考資料6「学校別生徒数等一覧」をご確認ください。
53	要求水準書(案)	供給能力	9	5	(3)	イ	(イ)			変動費を試算する上で、事業期間中各年度毎(令和8年度～令和23年度)の喫食者数(生徒+職員)、提供クラス数をお示し下さい。	追加公表の参考資料6「学校別生徒数等一覧」をご確認ください。
54	要求水準書(案)	供給能力	9	5	(3)	イ	(ウ)			「生徒数の減少により、事業期間を通じて食数は減少する想定である。また、学校再編により、配送校が減少することも想定される。このため、市は本施設の調理能力を超えない範囲で、事業期間を通じて小学校を含む配送校の追加・変更を行うことを想定している。」と記載がありますが、小学校の食器は中学校と同じ物を想定していますか？	食数減少に伴う余剰能力を活用することを想定しているため、中学校と同じ食器を想定しています。
55	要求水準書(案)	供給能力	9	5	(3)	イ	(ウ)			「市は本施設の調理能力を超えない範囲で、事業期間を通じて小学校を含む配送校の追加・変更を行うことを想定している。なお、追加・変更に当たっては、コンテナ数等の追加等を要さない範囲を原則とする。ただし、配送校の増加に対応するための施設側での対応(コンテナ保管庫設置スペースの確保や予備配管の整備等)については、事業者の提案も可能とする。」とありますが、現状の想定があればご提示下さい。また、コンテナ数及び配送車・配置人員が増となった場合は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	現時点における具体的な想定はありません。また、市の要請による配送校数や給食数増加に伴い、事業者が生じた増加費用の負担については、市の負担とします。
56	要求水準書(案)	供給能力	9	5	(3)	イ	(ウ)			配送校の追加等に際し、提案段階での配送計画の変更に伴って配送車両・配送員が増大した場合、補填のための事業費は貴市負担として頂けますようお願い致します。	市の要請による配送校数や給食数増加に伴い、事業者が生じた増加費用の負担については、市の負担とします。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
57	要求水準書(案)	献立内容	10	5	(3)	ウ	(ア)				リクエスト給食や提案献立等の提供を行うとありますが、提供食数や実施頻度、実施内容等の詳細をご教授ください。	リクエスト給食及び提案献立等の提供食数については、1献立分(4,500食程度)を想定しています。リクエスト給食は、生徒にアンケートを取るなどし、人気の高いメニューを料理単位で提供します。実施頻度については、未定です。提案献立は、生徒が考案した献立を1食分単位で選択し、提供します。実施頻度については、月2～3回程度の予定です。
58	要求水準書(案)	献立方式等	10	5	(3)	ウ	(イ)	a			「A献立とB献立の2献立とする。」とありますが、A・B献立とも揚物、もしくはA・B献立とも焼物の提供はありますでしょうか。	参考資料8「想定献立一覧」をご確認ください。
59	要求水準書(案)	献立方式等	10	5	(3)	ウ	(イ)	a			「A献立とB献立の2献立とする。」とありますが、食数の割り振りはA献立4,500食、B献立4,500食と考えてよろしいでしょうか。	1献立あたり4,500食程度を想定していますが、対象校の振り分けについては、事業者の提案に委ねますので、追加公表の参考資料6「学校別生徒数一覧」をご確認ください。
60	要求水準書(案)	献立方式等	10	5	(3)	ウ	(イ)	a			A献立とB献立の2献立とありますが、提供食数の内訳は4,500食ずつという理解でよろしいでしょうか。	1献立あたり4,500食程度を想定していますが、対象校の振り分けについては、事業者の提案に委ねますので、追加公表の参考資料6「学校別生徒数一覧」をご確認ください。
61	要求水準書(案)	献立方式等	10	5	(3)	ウ	(イ)	a			「A献立とB献立の2献立」とあり、2献立の食数の内訳は、基本的には半数ずつだと思いますが、学校単位のため、完全に半数とはならないと思いますので、調理能力算出上の片コースの最大食数をお示しください。	1献立あたり4,500食程度を想定していますが、対象校の振り分けについては、事業者の提案に委ねますので、追加公表の参考資料6「学校別生徒数一覧」をご確認ください。
62	要求水準書(案)	献立方式等	10	5	(3)	ウ	(イ)	a			献立数については、2献立と記載がありますが、食数に対する割合は、1:1との理解でよろしいでしょうか。	1献立あたり4,500食程度を想定していますが、対象校の振り分けについては、事業者の提案に委ねますので、追加公表の参考資料6「学校別生徒数一覧」をご確認ください。
63	要求水準書(案)	手作り調理について	10	5	(3)	エ	(エ)				揚げ物や焼き物の下味付、衣付けといった主菜の手作り調理については、2献立中の1献立(4,500食)分のみ対応するとの理解でよろしいでしょうか。	揚げ物や焼き物の下味付けについては、2献立分行うことも想定しています。詳細については、参考資料8「想定献立一覧」及び参考資料9「調理指示書例」をご確認ください。
64	要求水準書(案)	アレルギー対応食	10	5	(3)	オ	(ウ)				アレルギー除去食は4品目の全除去1パターンの調理という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
65	要求水準書(案)	アレルギー対応食	10	5	(3)	オ	(エ)			「1回の献立で複数の料理に同一アレルギーが入らないように考慮する」とありますが、A献立で1品、B献立で1品の最大2品対応できる能力を備えるといった認識でよろしいでしょうか。	例えば、A献立で卵を使用する料理が2品にならないよう考慮するという意味です。A献立の1品に卵、1品にえびを使用する可能性はあるため、必ずしもアレルギー対応食がA献立で1品、B献立で1品と限定されることはありません。なお、例えば、アレルギー対応食がA献立で2品、B献立で1品となる場合においても、アレルギー対応食の最大調理能力を超えることはありません。
66	要求水準書(案)	アレルギー対応食	10	5	(3)	オ	(エ)			「市は、献立作成に当たり、1回の献立で複数の料理に同一アレルギーが入らないように考慮する」とありますが、これは、1コースあたりの除去食の提供品数は1品のみということでしょうか。	例えば、A献立で卵を使用する料理が2品にならないよう考慮するという意味です。A献立の1品に卵、1品にえびを使用する可能性はあるため、必ずしもアレルギー対応食がA献立で1品、B献立で1品と限定されることはありません。なお、例えば、アレルギー対応食がA献立で2品、B献立で1品となる場合においても、アレルギー対応食の最大調理能力を超えることはありません。
67	要求水準書(案)	ミキサー食	10	5	(3)	カ	(イ)			ミキサーに適さない食材について、現在把握されているものをお示しください。また一日最大何品を想定しているかをご教示ください。	ミキサーの性能や生徒の個別事情により異なりますが、アーモンドやごぼう、小魚、魚の皮、海藻等が適さないことがあります。また、1献立あたり主食+副食3品を1セットとし、一日最大8品を想定しています。
68	要求水準書(案)	ミキサー食	10	5	(3)	カ	(イ)			ミキサーには、調理が完了した通常食を投入して加工、再加熱後に配缶という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	要求水準書(案)	ミキサー食	10	5	(3)	カ	(ウ)			アレルギー対応食のミキサー食も提供するとありますが、アレルギー食のミキサー対応は5食/日に含まれるのでしょうか。	アレルギー食のミキサー対応については、5食/日程度に含まれますが、ミキサー対応の児童が増加傾向にあることから、要求水準書(案)を10食/日に修正します。
70	要求水準書(案)	ミキサー食	10	5	(3)	カ	(ウ)			ミキサーには、調理が完了したアレルギー対応食を投入して加工、再加熱後に配缶という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
71	要求水準書(案)	給食提供開始日	10	5	(3)	キ				【意見】 開業見込みの12月1日は火曜日のため、前日までのデリバリー給食提供が終わってからPFI給食の実施まで時間がないたため、連休明けや長期休暇明けにされた方が、スムーズな供用開始が可能になると思います。ご検討ください。	ご意見を参考とさせていただきます。
72	要求水準書(案)	総則	11	1						給食センター本体の着工日は、杭工事着工日との理解で宜しいでしょうか。	着工日の指定はありませんが、原則として令和7年7月末まで、敷地内で作業等はできません。法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
73	要求水準書(案)	総則	11	1	(10)						学校配膳室等改修業務が「事業者が必要と判断する場合に限る」とありますが、改修内容を統一した方が平等な選定になり、運用後も安全、安心な給食提供に繋がります。各校の改修箇所を各事業者提案とするのではなく、修繕箇所をご指示いただきたいです。 またグループ決定後に再度見学は可能ですか。	事業者が実施する各学校配膳室の改修範囲及び仕様等については、各事業者からのご意見を踏まえて、市が指定し要求水準書(案)の修正及び参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。それ以外の改修範囲については事業者が必要と判断する場合において、事業者の負担で実施することを前提に、提案することができるものとします。なお、市が実施する各学校配膳室の改修範囲についても参考資料10「学校配膳室の概要」にて追記及び一部修正します。 また、現地見学会(配送校)についても、各事業者からの要望を踏まえ、入札説明書等の公表以降に再度の実施を予定します。
74	要求水準書(案)	持続可能な運営	11	2	(1)	ウ	(ア)				部分的な室用途変更等に対応可能とありますが、諸室計画に影響するため、将来的に用途変更を想定している具体的な室があればご教授ください。	現時点においては、用途や規模等の変更について、具体的な想定はありません。
75	要求水準書(案)	防災力の向上	11	2	(1)	エ	(ア)				「9,000食対応の炊飯設備とともに、9,000食を3日以上貯米できる倉庫等、災害時の炊き出しに必要な施設を整備する。」とありますがこの倉庫は防災倉庫のことを示すのでしょうか。防災倉庫であれば3日分のお米はアルファ化米でしょうか。この備蓄米は市側で準備するとの理解でよろしいでしょうか。	米は、平時からローリングストックとすることとしています。このため、「貯米できる倉庫等」については、「9,000食を3日以上」の量の米が保管可能な性能を求めるものです。 また、アルファ化米ではなく、市が食材調達業務の中で調達します。
76	要求水準書(案)	防災力の向上	12	2	(1)	エ	(イ)				ライフライン停止時においても、9,000食の米飯、汁物の調理が最低でも1回は可能な施設とする。とありますが、有事の対応となるため汁物で使用するか釜を衛生面を考慮したうえで使い回して調理することは可能でしょうか。	本施設内の一定の安全性・衛生性等が確保できる状況であれば、平時と同様の対応を求めることを想定しています。ただし、災害時の状況に応じ、衛生・機能・安全面等に配慮した対応となります。
77	要求水準書(案)	防災力の向上	12	2	(1)	エ	(イ)				ライフライン停止時での米飯、汁物の提供に関して、消毒保管庫や洗浄機が使用できないことを踏まえて使い捨て食器の使用を想定されていますでしょうか。また、使い捨て食器を使用する想定の場合、食器費用は市の負担となりますでしょうか。	開業準備業務において、炊き出し業務の対応等については「事故等発生時対応マニュアル」を作成することとしており、食器の使用も含め炊き出し業務の運用等は事業者の提案に委ねるものとしています。 なお、災害時の炊き出し及び配送等に係る詳細及びサービス対価の支払い時期等に係る協定を締結するものとし、必要な経費はPFI事業費に含めないこととしています。 詳細については、参考資料13「防災力の向上に係る基本的な考え方」を参照してください。
78	要求水準書(案)	防災力の向上	12	2	(1)	エ	(イ)				「発災後72時間以降に炊き出しを行う避難所の補完機能を有する施設として、ライフライン停止時においても、9,000食の米飯、汁物の調理が最低でも1回は可能な施設とする」とありますが、9,000食分を何日間で提供することを目安とされているのかお示し下さい。	1日当たりの実際の炊き出しの食数・提供期間等については、避難状況等に応じて決定することを想定しています。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
79	要求水準書(案)	防災力の向上	12	2	(1)	エ	(イ)				発災後の炊出し補完事業について、ライフライン停止時の調理は平時と同様に施設内調理エリアでの調理及び衛生管理が求められる想定と考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	本施設内の一定の安全性・衛生性等が確保できる状況であれば、平時と同様の対応を求めることを想定しています。ただし、災害時の状況に応じ、衛生・機能・安全面等に配慮した対応となります。
80	要求水準書(案)	防災力の向上	12	2	(1)	エ	(イ)				「ライフライン停止時においても、9,000食の米飯、汁物の調理が最低でも1回は可能な施設とする。」と記載がありますが、1日に最低でも1回稼働させるという認識でよろしいでしょうか。	1日当たりの実際の炊き出しの食数・提供期間等については、避難状況等に応じて決定することを想定しています。このため、稼働日数については指定していませんが、9,000食分の炊き出しを最低でも1回可能とすることを求めるものです。
81	要求水準書(案)	防災力の向上	12	2	(1)	エ	(ウ)				災害備蓄倉庫は災害時に炊き出しに必要な施設(倉庫)と兼用でよろしいでしょうか(P23 dに30㎡以上の防災備蓄倉庫を1階に設けるとあります)。	「屋外より倉庫への出入及び備蓄品の搬出入が容易に可能な構造とする」という要求水準を満たした上で、防災備蓄倉庫を兼用することについて、否定するものではありません。なお、炊き出しは、米飯、副食の調理を想定しており、いずれも応急給食用食材の活用を想定しています。応急給食用食材として米は、平時からローリングストックをすることとし、「9,000食を3日以上」の量の米が「貯米できる倉庫等」(貯米庫等)の整備を要求水準として定めています。また、副食については、応急給食用食材である3日分の副食(レトルトカレー等)の使用を想定しており、備蓄に必要な広さ・設備の整備を要求水準として定めています。詳細については、参考資料13「防災力の向上に係る基本的な考え方」を参照してください。
82	要求水準書(案)	環境負荷の低減	12	2	(1)	オ	(ア)				「...ZEB認証(ZEB Ready以上)を取得する。」とありますが、取得に向け具体的に事業者の方で行う必要がある業務内容をご教示下さい。	ZEB認証(ZEB Ready以上)取得に係る所要の手續(申請料含む)等を含め、全て事業範囲になります。
83	要求水準書(案)	その他	12	2	(1)	カ	(イ)				近年の光熱水費の急激な高騰がPFI事業へ与える影響等への配慮から、最近実施方針が公表された案件では、光熱水費等を公共側にご負担いただくケースが増えてきているとお見受けします。本案件についても貴市の負担としていただけないでしょうか。ご検討のほどお願いいたします。	原案のとおりとします。なお、物価変動に伴うサービス購入費の改定の対象費用に光熱水費相当額を含めることを予定しています。
84	要求水準書(案)	光熱水費	12	2	(1)	カ	(イ)				昨今の予測不能な物価上昇による光熱水費の上昇は事業者にとってリスクが大きいため、維持管理・運営期間の光熱水費は市の負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、物価変動に伴うサービス購入費の改定の対象費用に光熱水費相当額を含めることを予定しています。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
85	要求水準書(案)	業務内容	2	4	(2)	ア	(ウ)	a		光熱水費負担につきましては自治体の負担として頂くことをご検討頂けますようお願い致します。光熱水の使用量に関しては、事業者側の不可抗力による部分でも増大してまいります。例えば納品された葉物野菜に虫や異物等が多く付着していた場合、通常より多く洗浄を行う必要があり水を多く使用しますが、この場合事業者側では管理できないリスクとなります。また使用料金に関しては、昨今の公共料金の値上げなど想定できない上昇があり、15年後の光熱水費の予測は困難です。そのため事業者としては余裕を持った金額で試算しなくてはならず、事業費の高騰が予測されます。自治体側で前年度を踏まえて毎年予算を取って頂いた方が財政負担も軽減できると考えます。	原案のとおりとします。 なお、物価変動に伴うサービス購入費の改定の対象費用に光熱水費相当額を含めることを予定しています。
86	要求水準書(案)	施設内ゾーニング計画における基本的要件	12	2	(2)	ア	(イ)			南北に抜ける敷地内通路について、本施設関係者以外の車両や歩行者は不特定多数、かつ24時間往来する可能性があると考えた方が宜しいでしょうか。また、すべての解体工事完了後も将来に渡りこの敷地内通路が利用される可能性があるという認識で宜しいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
87	要求水準書(案)	施設内ゾーニング計画における基本的要件	12	2	(2)	ア	(イ)			幅員6m以上の敷地内通路を確保とありますが、どのように確保するのか、お示しください。又、工事中の仮囲い、竣工後の縁石等での見切りは必要でしょうか。	敷地内通路は要求水準書(案) 敷地内ゾーニング計画における基本的要件に記載のとおり、確保してください。 また、工事中の仮囲いについては参考資料5-2解体工事に係る仮囲い図を参考としてください。 なお、竣工後の見切りについては、要求水準書(案)外構計画建物敷地境界に記載のとおりです。
88	要求水準書(案)	施設内ゾーニング計画における基本的要件	12	2	(2)	ア	(イ) (ウ)			本施設の敷地以外の旧東清掃事業所敷地のための敷地内通路について、位置は古淵鵜野森公園に沿った位置で確定でしょうか。また申請や許可手続上の敷地は敷地内通路を除いた範囲でしょうか。	敷地内通路は、市道大沼285号接道部から古淵鵜野森公園に沿った位置となります。 また、原則として、申請や許可手続上の敷地は敷地内通路を含んだ範囲となります。
89	要求水準書(案)	施設内ゾーニング計画	13	2	(2)	イ	(ア)	i		「一般エリアの多目的室は、・・・利用者が利用する供用部分等を含め原則として土足利用とする。」とありますが、土足利用の範囲は、来客・市職員用玄関(来場者用受付等)、多目的室、トイレ、バリアフリートイレ、これら諸室に関わる廊下との理解でよろしいでしょうか。	概ねお見込みのとおりです。
90	要求水準書(案)	施設内ゾーニング計画	13	2	(2)	イ	(ア)	i、j		一般エリアの多目的室の土足利用については、来客・市職員用玄関(来場者用受付等)を使用される前提とは思われますが、多目的室の利用が夜間、休日、給食センター休業日も想定されているため、保安管理の観点や給食センター休業日も考慮して別の玄関からの入場も追加提案してもよろしいでしょうか。	多目的室の玄関については、市が行う貸室業務に支障がない範囲で、事業者の提案に委ねます。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
91	要求水準書(案)	平面計画・断面計画	13	2	(2)	イ	(イ)	a		主要諸室・ゾーン等の区域区分について、給食エリアの必要諸室をお示しください。	(3)主要諸室・ゾーンの概要を踏まえ、事業者の提案に委ねます。
92	要求水準書(案)	平面計画・断面計画	13	2	(2)	イ	(イ)	a		調理室のゾーニングで、揚物室から煮炊き調理室へのルート(酢豚などの場合)など必要な部屋間ルートがあればご提示ください。	非汚染作業区域の調理ゾーンの各諸室にどのような調理設備を整備するかにより異なりますが、以下の調理工程は想定していますので、要求水準書(案)に追記します。 ・揚げる 炒める、煮る、和える ・蒸す 揚げる ・煮る、炒める 炊飯 ・茹でる、和える 冷却 ・煮る 具に混ぜる 焼く
93	要求水準書(案)	平面計画・断面計画	13	2	(2)	イ	(イ)	a		「表 主要諸室・ゾーン等の区域区分」以外に、必要諸室リストがございません。表に記載がない調理室諸室は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。また、事業者が運営方法の工夫等で兼用できると判断した諸室は兼用しても宜しいでしょうか。	表に記載のない諸室については、お見込みのとおりです。また、諸室の兼用については、要求水準書(案)施設内ゾーニング計画、主要諸室・ゾーン等の概要及び学校給食衛生管理基準等を遵守することを前提に事業者の提案に委ねます。
94	要求水準書(案)	平面計画・断面計画	13	2	(2)	イ	(イ)	a		施設規模や諸室規模に関する要求の記載があまりありませんが、要求水準書にある機能を満足する前提で、各規模は事業者の提案によると考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
95	要求水準書(案)	平面計画・断面計画	13	2	(2)	イ	(イ)	a		主要諸室・ゾーン等の区域区分に記載のある会議室について、一般への貸出も想定した提案としても宜しいでしょうか。想定している使用方法についてご教示ください。	要求水準書(案)において、主要諸室・ゾーン等の要求に会議室はございません。会議室の設置及び利用方法等については、事業者の提案に委ねます。
96	要求水準書(案)	平面計画・断面計画	14	2	(2)	イ	(イ)	a		会議室の要求がございませんが、多目的室で代替されるお考えと理解して宜しいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
97	要求水準書(案)	平面計画・断面計画	13	2	(2)	イ	(イ)	h		「障害者の雇用に配慮した環境整備を行う。」とありますが、調理員としての雇用に想定していますでしょうか。	運営業務における業務従事者の要件等は、要求水準書(案)運営業務に関する要求水準に記載のとおりです。 なお、市の想定はありません。
98	要求水準書(案)	内部仕上げ	14	2	(2)	イ	(ウ)	c	(b)	「～床は水洗いできる構造とし、排水が～」とあります。本施設はドライシステムを原則としているため防水工事(アスファルト防水等)は不要とし、床面はフラットで厨房用の耐水性のある床仕上げとすることで宜しいでしょうか。	防水工事の有無については、事業者の判断に委ねます。また、床仕上げについては、要求水準書(案)仕上げ計画 内部仕上げのとおりとします。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
99	要求水準書(案)	内部仕上げ	14	2	(2)	イ	(ウ)	c	(d)		「給食エリアの各作業区域の内壁と床面の境界には、アールを設け清掃及び洗浄が容易に行える構造～」とありますが、入隅のアール加工寸法の指定がございましたら、ご教示ください。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
100	要求水準書(案)	内部仕上げ	14	2	(2)	イ	(ウ)	c	(g)		「衛生上配慮すべき箇所の開口部については、遮光型のパネル～」とありますが、当該箇所が建築及び消防法令上、遮光型のパネルの使用ができない場合は型ガラス等の対応で宜しいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
101	要求水準書(案)	室内空気	15	2	(2)	イ	(ウ)	d	(b)		濃度測定を実施する際、施設整備にて設置する以外の什器・備品(食器、食缶、事務機器等)がない状態で宜しいでしょうか。什器・備品を含める必要がある場合は、確認申請等の確認済証発効後等でないと搬入できないので、測定時期が引き渡し後となります。	建物完成時に各測定物質濃度が基準値以下であることを確認してください。なお、什器、備品等を設置後に各測定物質濃度が基準値を超える恐れがある場合は、再度の確認を実施してください。
102	要求水準書(案)	建物敷地境界	15	2	(2)	イ	(工)	b	(a)		「正面出入口には、門扉等を設置する。」とありますが、正面出入口とは、市道大沼285号と接する入口との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
103	要求水準書(案)	建物敷地境界	15	2	(2)	イ	(工)	b	(c)		「敷地内通路からの直接の侵入を防ぐためのフェンス、植栽及び門扉等を設置する。」とありますが、敷地境界だけでなく、建物の周囲もフェンス等で囲むという理解でよろしいでしょうか。	市道大沼285号接道部から古淵鷓野森公園に沿って確保する「敷地内通路」からの侵入を防ぐためのフェンス等の設置を求めるものであり、建物の周囲全てにフェンス等の設置を求めるものではありません。
104	要求水準書(案)	建物敷地境界	15	2	(2)	イ	(工)	b	(c)		直接の侵入を防ぐフェンス等を設置と記載がありますが、P12より敷地内通路は本施設の配送車両等が通行することも可能とあります。直接の出入りは禁止でしょうか。	本施設の配送車両等が敷地内通路から直接出入りすることを禁止するものではありません。出入りする部分には門扉等を設置し適切な管理を行える計画としてください。
105	要求水準書(案)	建物敷地境界	15	2	(2)	エ	(工)	b	(c)		「建物敷地境界には外部からの侵入を防ぐためのフェンスを設置する」とありますが、P18、g(b)で「敷地北側、既存フェンスから本敷地までの間については、」とあるので敷地北側既存のフェンスは残置、北側敷地境界のフェンスは設置しない解釈でよろしいでしょうか。	既存フェンスについては、市による解体工事において撤去を行います。また、北側敷地境界のフェンスは、原則として設置するものとしますが、解体工事の進捗を踏まえて、敷地規模が大きく変わらない範囲の中で、北側・西側の一部の敷地形状が変わる可能性があるため、それを踏まえて協議を行うものとします。
106	要求水準書(案)	構内通路、駐車場等	15	2	(2)	イ	(工)	c	(a)		「敷地内通路の再整備の必要性が生じる可能性があるため、管理上支障のない範囲で、砂利敷きなどの簡易な舗装とし」とありますが、砂利敷きから起因する粉塵対策は今回の計画から除外するお考えでしょうか。	砂利敷きを指定しているわけではありません。なお、砂利敷きの場合における粉塵対策等は、事業者の業務の範囲になります。
107	要求水準書(案)	構内通路、駐車場等	15	2	(2)	イ	(工)	c	(d)		「来客用駐車場(公用車駐車場兼用)6台以上を確保する。」とありますが、現状わかる範囲で、公用車の予定台数をご教示ください。	常時駐車をする公用車としては2台程度を想定しています。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
108	要求水準書(案)	構内通路、駐車場等	15	2	(2)	イ	(工)	c	(e)	1台あたりの事業者用駐車代金/年間をご教示お願い致します。	原則として、敷地内への通勤用自動車の駐車は不可としますが、近隣の民間駐車場等の確保が困難である場合等の使用料については、入札説明書等の公表時にお示しします。 なお、配送車両の駐車については、業務範囲内のため、使用料は発生しません。
109	要求水準書(案)	構内通路、駐車場等	15	2	(2)	イ	(工)	c	(e)	「(敷地内に駐車場を設ける場合、事業者は「相模原市市有財産条例」の規定に基づき使用料を市に納める。)」とあります。一方で実施方針P24第7-1には「本事業を行うために必要な土地は市の行政財産であり、市はこれを事業者は無償で使用させる。」とあります。事業者用駐車場は、本事業を行うために必要な来訪者、従事者用の駐車場と考えるため、無償として頂きたくお願い致します。	従業員の自家用車等の駐車については、近隣の民間駐車場等の確保が困難である場合等に協議を行った上で、駐車場の使用料として「相模原市市有財産条例」第6条に基づく使用料が発生します。
110	要求水準書(案)	構内通路、駐車場等	15	2	(2)	イ	(工)	c	(e)	「～事業者は「相模原市市有財産条例」の規定に基づき使用料を市に納める。」とありますが、相模原市HPから条例及び使用料を確認することができませんでしたので、1台あたりの使用料をお示し頂けないでしょうか。	「相模原市市有財産条例」については、相模原市ホームページにて、「条例・規則」のページから検索して確認が可能です。 原則として、敷地内への通勤用自動車の駐車は不可としますが、近隣の民間駐車場等の確保が困難である場合等の使用料については、入札説明書等の公表時にお示しします。 なお、配送車両の駐車については、業務範囲内のため、使用料は発生しません。
111	要求水準書(案)	構内通路、駐車場等	15	2	(2)	イ	(工)	c	(f)	駐輪場の台数に指定や目安はありますか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
112	要求水準書(案)	屋外照明	15	2	(2)	イ	(工)	e	(b)	「本施設の夜間使用にも配慮した外部照明」とありますが、夜間使用とはどの程度の使用を想定すればよろしいでしょうか?	夜間の食育関係団体、地域団体等の多目的室の利用者に留意した上で、事業者の提案に委ねます。
113	要求水準書(案)	配送車用車庫	15	2	(2)	イ	(工)	f		「配送車両用車庫」と記載がありますが、配送口・回収口の底下を駐車スペースにするなど車庫を設けるかは事業者の提案でもよろしいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
114	要求水準書(案)	業務内容	15	2	(2)	イ	(工)	f		車庫登録に必要となる為、給食センターの住所を登録住所としてよろしいでしょうか。	各種法令上の要件や本件要求水準を満たしていること、行政における手続を問題なく処理できることを前提に、原則可能とします。契約後の設計時に車両の保管場所等を市と協議願います。
115	要求水準書(案)	その他	16	2	(2)	イ	(工)	g	(a)	土壌の入替工事は解体工事受注者の所掌であり、本事業範囲外と考えればよろしいでしょうか。ご教授願います。その場合、どの時点で工事を行うと想定しておけばよろしいでしょうか。また本事業所掌の場合は指定処分場がある場合はご教授願います。	土壌の入替は本事業に含まれ、施工時期は解体工事完了後以降に事業者が検討し実施するものとします。また、処分先についての指定はありませんが、関係法令を遵守の上、適正に処分してください。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
116	要求水準書(案)	その他	16	2	(2)	イ	(工)	g	(a)	「土壌の入替」とありますが、土壌汚染対策法等に基づく必要な措置は市で対応、土壌の入替は事業者で対応するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	要求水準書(案)	その他	16	2	(2)	イ	(工)	g	(a)	「事業用地では、市が実施する解体工事において土壌汚染対策法等に基づき必要な措置が実施されるものの、より高度な安全を担保するため、土壌の入替を行う。」と記載がありますが、土壌の入替は、市が行うことと考えてよろしいでしょうか。	土壌の入替は本事業に含まれます。
118	要求水準書(案)	その他	16	2	(2)	イ	(工)	g	(a)	敷地全体、深さは計画仕上レベルから50cmの範囲を入替を行うとありますが、貴市と協議の上、汚染土壌範囲の搬出のみとしていただきたい。	土壌の入替は、より高度な安全を担保するためのものであり、事業敷地全体を実施するものとなります。
119	要求水準書(案)	その他	16	2	(2)	イ	(工)	g	(a)	土壌汚染調査の結果によりますが、敷地の既存利用状況から土壌汚染対策の要措置区域等の指定を受ける可能性があります。土壌の入替が記載されていますが、提案にあたって、掘削土の場外搬出の際には汚染土として処理費用を計上する必要があると考えますがいかがでしょうか。	現段階では、敷地内の掘削土は汚染土壌に該当しません。なお、解体工事において実施する土壌調査の結果により、新たに要措置区域等の指定がなされた場合は、市において対策工事を実施します。
120	要求水準書(案)	その他	16	2	(2)	イ	(工)	g	(a)	なお、入替の範囲は、敷地全体(建物下を除く約6,000㎡)、深さは計画仕上げレベルから50cm(舗装厚等を含む)の範囲とする、との記載がございます。解体後の事業者への引き渡し時の地盤高について、高さの想定をご教示下さい。(参考資料2の高さから-50cm等)	解体工事等完了後の想定地盤高については、参考資料5-1既存施設に関する資料「旧東清掃事業所参考図面」2.解体後配置図を参考としてください。
121	要求水準書(案)	その他	16	2	(2)	イ	(工)	g	(b)	「敷地北側、既存フェンスから本敷地境界までの間については、建物及び工作物等の計画は行わない」とありますが、竣工後の整備においても事業者の負担で行う予定はないとの認識でしょうか。	お見込みのとおりです。
122	要求水準書(案)	構造計画の考え方	16	2	(2)	イ	(オ)	a		建物の構造、階数、延床面積については、特に制限はないと考えてよろしいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
123	要求水準書(案)	施設の性能	16	2	(2)	イ	(オ)	b		「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」とありますが、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説令和3年度版」との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等の公表時の最新版とします。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
124	要求水準書(案)	施設の性能	16	2	(2)	イ	(オ)	b			「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における 類、B類、乙類と同等水準を確保する」と記載がありますが、本計画の耐震性能は「表2.2.3設備機器の設計用標準水平深度」において「特定の施設」に該当すると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
125	要求水準書(案)	電気設備-一般事項	16	2	(2)	イ	(カ)	a	(a)		「デジタル配信～」とありますが、市のインターネットを使用して外部のネットワークに接続することは、セキュリティ上可能との理解で宜しいでしょうか。	市のネットワークを活用し配信することはできません。
126	要求水準書(案)	電気設備-一般事項	16	2	(2)	イ	(カ)	a	(a)		「デジタル配信の活用等による新しい食育を推進～」とありますが、効果的なシステムの提案のため、想定される具体的な活用方法について、ご教示頂けないでしょうか。	動画配信やライブ配信、オンライン会議等の活用を想定しています。また、SNS等での情報発信についても検討しています。
127	要求水準書(案)	電気設備-一般事項	16	2	(2)	イ	(カ)	a	(a)		デジタル配信の活用等による新しい食育を推進とありますが、どのような活動をイメージされているかご教示ください。	動画配信やライブ配信、オンライン会議等の活用を想定しています。また、SNS等での情報発信についても検討しています。
128	要求水準書(案)	電灯・コンセント設備	16	2	(2)	イ	(カ)	a	(b)		「照明スイッチは、省エネルギーに配慮したゾーニングを行う。」との記載がございますが、スイッチを設置する場所についてのゾーニングのことでしょうか。	照明器具の配置等について、省エネルギーに配慮したゾーニングを行うという趣旨です。要求水準書(案)を修正します。
129	要求水準書(案)	電源設備	17	2	(2)	イ	(カ)	a	(c)		自家発電設備の発電容量の選定について、停電時に稼働させる設備について、相模原市さまからどの機器を稼働させるのかご提示いただけるのでしょうか。あるいはそれも含めて事業者の提案に任せるのでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
130	要求水準書(案)	電源設備	17	2	(2)	イ	(カ)	a	(c)		「最低限の事務作業に必要な保安用自家発電設備を設置する。」とありますが、最低限の事務作業とはどの程度のことを想定していますでしょうか。	パソコン、事務室の照明(一部使用)、トイレの一部使用等を想定しています。
131	要求水準書(案)	通信・情報設備	17	2	(2)	イ	(カ)	a	(d)		内線電話の設置箇所は、事業者が運営上において必要と判断した諸室への設置という理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
132	要求水準書(案)	通信・情報設備	17	2	(2)	イ	(カ)	a	(d)		「サーバー等の機器については、設置スペースを設ける。」どの程度のスペースが必要ですか。	事業者の提案に委ねます。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
133	要求水準書(案)	通信・情報設備	18	2	(2)	イ	(カ)	a	(d)	「食育の一環として、調理状況の録画データを活用することを想定している。」とありますが、事業者はデータの提供のみで、編集作業は市で行っていただくと考えて宜しいでしょうか。	編集作業等については、基本的に市が行います。なお、データ提供以外の取組等について、食育への活用に係る事業者の提案を妨げるものではありません。
134	要求水準書(案)	拡声設備	18	2	(2)	イ	(カ)	a	(f)	館内放送が可能な設備について、設けるのは市職員用事務室のみで、事業者用事務室には不要と考えて宜しいでしょうか。	事業者用事務室については、事業者の提案に委ねます。
135	要求水準書(案)	テレビ共同受信設備	18	2	(2)	イ	(カ)	a	(h)	設置するアンテナについて、UHF用アンテナとBS/110°C Sアンテナで宜しいでしょうか。	UHF用アンテナは必須とし、BS/110°C Sアンテナについては、事業者の提案に委ねます。
136	要求水準書(案)	換気・空調設備	19	2	(2)	イ	(カ)	b	(b)	「空調及び換気給排気口は結露対策を施す」と記載がありますが、必要に応じて調理ゾーンに結露対策を施すことと考えて宜しいでしょうか。	原則として、原案のとおりとします。しかし、技術的要因等によりこれによらない場合は、学校給食衛生管理基準等を遵守することを前提として、市と事業者の協議により決定するものとします。
137	要求水準書(案)	換気・空調設備	19	2	(2)	イ	(カ)	b	(b)	「室圧・フィルター差圧を常時管理する」と記載がありますが、作業上発生する自動扉の開閉や食材などを渡す窓・パススルー式となる調理設備機器の周囲が一部構造上隙間が空いてしまいます。その影響により当初想定している室圧バランスが崩れることがどの施設でも発生しています。制御は作業上の制約にも繋がることから、維持管理期間中の扉などが開放されていない状態において、定期的に測定することで室圧については良いと考えて宜しいでしょうか。	原則として、原案のとおりとします。しかし、技術的要因等によりこれによらない場合は、学校給食衛生管理基準等を遵守することを前提として、契約後に市と事業者の協議により決定するものとします。
138	要求水準書(案)	換気・空調設備	19	2	(2)	イ	(カ)	b	(b)	「空調機のフィルター差圧を常時表示し観察する」と記載がありますが、フィルター差圧を監視する必要があるのはセントラル方式の空調機とし、個別空調方式の天井カセ形のような空調機は対象外と考えてよろしいでしょうか。	原則として、原案のとおりとします。しかし、技術的要因等によりこれによらない場合は、学校給食衛生管理基準等を遵守することを前提として、契約後に市と事業者の協議により決定するものとします。
139	要求水準書(案)	換気・空調設備	19	2	(2)	イ	(カ)	b	(b)	「市職員用事務室及び事業者用事務室での集中管理を可能とする。」と記載がありますが、集中管理は空調機のみと考えて宜しいでしょうか。またどちらかの事務室を主として給食エリアを含めた全体の集中管理を行い、もう一方の事務室を副として、一般エリアのON・OFF操作程度と考えれば宜しいでしょうか。	原則として、原案のとおりとします。しかし、技術的要因等によりこれによらない場合は、学校給食衛生管理基準等を遵守することを前提として、契約後に市と事業者の協議により決定するものとします。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
140	要求水準書(案)	換気・空調設備	19	2	(2)	イ	(カ)	b	(b)	「～床下ピットにも換気扇を設ける。」とあります。床下ピット形状に合わせて窒息防止が図られる程度のものを設置すれば宜しいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
141	要求水準書(案)	給水・給湯設備	19	2	(2)	イ	(カ)	b	(c)	「給水・給湯配管については防さびに配慮し、ステンレス管とする。」と記載ありますが、高性能ポリエチレン管を採用することは可能でしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。要求水準書(案)を修正します。
142	要求水準書(案)	給水・給湯設備	19	2	(2)	イ	(カ)	b	(c)	「給水・給湯配管については防さびに配慮し、ステンレス管とする。また、地震の際に配管が破損しにくい構造・仕様とする。」とありますが、地中埋設部は、他の材質での計画でも有効な素材があるため、防さびで破損しないもので、検討してもよろしいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。要求水準書(案)を修正します。
143	要求水準書(案)	給水・給湯設備	19	2	(2)	イ	(カ)	b	(c)	緊急遮断弁は受水槽二次側のみと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
144	要求水準書(案)	排水設備・除害施設	20	2	(2)	イ	(カ)	b	(e)	汚染区域の排水は、非汚染作業区域を通過しない構造とありますが、非汚染作業区域の天井面と理解して宜しいでしょうか。	天井面に限定するものではありません。汚染作業区域の排水管に支障が出た場合等においても、非汚染作業区域への影響がないよう通過を制限しているものです。
145	要求水準書(案)	衛生設備	20	2	(2)	イ	(カ)	b	(f)	「手洗い設備」とは、給食エリア内の手洗い設備と考えて宜しいですか。(肘まで洗える大きさの洗面台を設置すると記載がありますが、一般エリアの手洗い設備には不要と考えます。)	お見込みのとおりです。要求水準書(案)を修正します。
146	要求水準書(案)	衛生設備	20	2	(2)	イ	(カ)	b	(f)	「ごみ箱」も直接手指を触れることのないよう、自動式等に対応させる必要はございますでしょうか。	給食エリアのごみ箱については、衛生管理上、直接手指を触れることのないよう、自動式、ペダル式等に対応したものとします。
147	要求水準書(案)	衛生設備	20	2	(2)	イ	(カ)	b	(f)	「手洗い場」とは、給食エリア内の手洗い設備と考えて宜しいですか。(消毒剤(自動式)の記載ありますが、一般エリアの手洗い設備には不要と考えます。)	お見込みのとおりです。
148	要求水準書(案)	その他	20	2	(2)	イ	(カ)	b	(i)	「給排気口及び排水側溝、空調ドレンに適切な格子幅のSUS製防虫ネットを備える」と記載がありますが、防虫対策に考慮出来ていれば、トラップやフィルター等、防虫ネット以外による対策でも宜しいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
149	要求水準書(案)	その他	20	2	(2)	イ	(カ)	b	(i)	「給排気口及び排水側溝、空調ドレンに適切な格子幅のSUS製防虫ネットを備えるなど～」とありますが、設置場所によっては清掃が困難な場所にあることも想定されます。フィルター等の他の防虫対策を行えば、防虫ネット以外に変更は可能でしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
150	要求水準書(案)	その他	20	2	(2)	イ	(カ)	b	(i)	「事業者用玄関の出入口は、二重扉とし、…」とありますが、来客・市職員用玄関は二重扉にしなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。尚、二重扉とは「風除室を設ける」という理解でよろしいでしょうか。	来客・市職員用については、要求水準書(案)に記載のとおり、出入口は害虫等の侵入を防止できる構造としてください。事業者用玄関については、お見込みのとおりです。
151	要求水準書(案)	手作り調理について	21	2	(3)	イ	(ア)	c		「～LPガスを原則とし、災害時のインフラ停止時であっても使用可能な設備とする。」とありますが、災害に伴い商用電力が停止してしまうと、当該調理機器への着火用電力及び調理室内の照明、換気設備が停止してしまいます。これらを可動させるために非常用発電の負荷として追加が必要な場合、どの程度見込めば宜しいでしょうか。	商用電力の停電対策として、炊飯設備の運転など、炊き出し及び配送等の業務に加え、最低限の事務作業に必要な保安用自家発電設備を設置することとしています。
152	要求水準書(案)	手作り調理について	21	2	(3)	イ	(ア)	c		ルウ等調理用のガス釜を2台以上設置するとありますが、釜の設置室については事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
153	要求水準書(案)	手作り調理について	21	2	(3)	イ	(ア)	c		「ガス釜の熱源は平時からLPガスを原則とし」と記載がありますが、要求水準書「P75(1)イ」では都市ガスについて記載されています。本計画ではLPガスによる計画と考えて宜しいですか。	LPガスに限定せずに「原則」とするものです。
154	要求水準書(案)	炊飯設備について	21	2	(3)	イ	(エ)	b		「連続炊飯システムの熱源は、平時からLPガスを原則とし」と記載ありますが、要求水準書「P75(1)イ」では都市ガスについて記載されています。本計画ではLPガスによる計画と考えて宜しいですか。	LPガスに限定せずに「原則」とするものです。
155	要求水準書(案)	炊飯設備について	21	2	(3)	イ	(エ)	b		「～LPガスを原則とし、災害時のインフラ停止時であっても使用可能な設備とする。」とありますが、災害に伴い商用電力が停止してしまうと、当該調理機器への着火用電力及び調理室内の照明、換気設備が停止してしまいます。これらを可動させるために非常用発電の負荷として追加が必要な場合、どの程度見込めば宜しいでしょうか。	商用電力の停電対策として、炊飯設備の運転など、炊き出し及び配送等の業務に加え、最低限の事務作業に必要な保安用自家発電設備を設置することとしています。
156	要求水準書(案)	食材の取り扱いについて	21	2	(3)	イ	(オ)	c		液卵の入荷状態は、冷蔵でしょうか。冷凍でしょうか。	液卵の入荷状態については、冷凍を想定しています。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
157	要求水準書(案)	食材の取り扱いについて	21	2	(3)	イ	(オ)	e		一部の地場野菜を泥付きで納品することですが、具体的な食材、1食当たりの使用想定量をご教授ください。	泥付きで入荷される食材は、ごぼう、里芋を想定しています。生産者の方に一定程度の泥は落としていただく予定ですが、完全に取除くことが困難なため、記載しています。1食当たりの使用想定量は、ごぼう10～20g/人、里芋30～50g/人程度です。
158	要求水準書(案)	食材の取り扱いについて	21	2	(3)	イ	(オ)	e		泥付きで入荷される食材の種類をご提示ください。	泥付きで入荷される食材は、ごぼう、里芋を想定しています。生産者の方に一定程度の泥は落としていただく予定ですが、完全に取除くことが困難なため、記載しています。
159	要求水準書(案)	給食食材の保管	21	2	(3)	イ	(カ)	a		「調味料、乾物、缶詰、レトルト及び添物等を食材ごとに適切な温度・湿度で保管するための適切な広さ・設備を備える」とありますが、保管スペース検討のため、献立を問わず使用する基本調味料の最大ストック量(=必要保管容量)をお示しください。また、献立によって入荷される常温品は、使用の都度入荷されるという理解でよろしいでしょうか。	基本ストック量は、1.8リットルペットボトル等60本、1kg袋20袋程度を想定しています。また、常温品の納品については、使用の都度ではないため、要求水準書(案)を修正します。
160	要求水準書(案)	給食食材の保管	21	2	(3)	イ	(カ)	a		「添物等を食材ごとに適切な温度・湿度で保管」とありますが、調理をしないふりかけやジャムなどの添物で、常温以外の冷蔵、冷凍温度帯での保管が必要な食材はありますか。ある場合、最大保管量をお示しください。	添物については、型抜きチーズ等の冷蔵品や冷凍もも等の冷凍品の食材も想定しています。最大保管量については、最大食数分(9,000食)とします。
161	要求水準書(案)	給食食材の保管	21	2	(3)	イ	(カ)	a		調理をしないふりかけやジャムなどの添物の入荷は、他食材と同様に、前日に通常の食材入荷口から入荷でよろしいでしょうか。また、保管や仕分け作業を行う場所は、事業者の提案に委ねて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	添物の納品については、調味料や乾物等と同様の納品口からの納品を想定していますが、衛生面や作業面から専用の納品口を設ける提案を妨げるものではありません。また、保管や仕分け作業を行う場所についても、事業者の提案に委ねます。
162	要求水準書(案)	給食食材の備蓄について	21	2	(3)	イ	(カ)	b	(b)	「応急給食の備蓄は、「a 給食食材の保管」と兼ねることも可能」とありますが、兼ねない場合の保管場所は、事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
163	要求水準書(案)	給食食材の備蓄について	21	2	(3)	イ	(カ)	b	(c)	「主食(米)については、平時からローリングストックとし、これに必要な貯米庫等を設ける」とありますが、ローリングストック分を含めた最大保管量はどの程度になりますか。	ローリングストックを3日分、米の納品頻度が週2回程度と想定されることから、9,000食×6回分が最大保管量となります。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
164	要求水準書(案)	給食食材の備蓄について	21	2	(3)	イ	(カ)	b	(c)	「応急給食は、3日分の副食(レトルトカレー等)とし、備蓄に必要な広さ・設備を整備する。主食(米)については、平時からローリングストックとし、これに必要な貯米庫等を設ける。」とありますが、9,000食×3日分との理解でよろしいでしょうか？ また、レトルトカレーの収容ダンボール箱の大きさや1箱に何個入りなのか？ご提示いただけないでしょうか。主食(米)のローリングストックについて、炊飯生米9,000食を3日分、貯米タンクに収容という理解でよろしいでしょうか。	応急給食用食材を活用し、米飯、副食の炊き出し調理を行うことを想定しています。 なお、「9,000食を3日以上」の量の米が「貯米できる倉庫等」の整備を要求水準として定めています。これに加え、応急給食用食材として米は、平時からローリングストックとし、これに必要な貯米庫等を設けることとしています。また、副食については、応急給食用食材である3日分のレトルトカレー等の使用を想定しており、430×290×170mm程度の段ボール、1箱40個入を約680個程度備蓄することを想定しています。
165	要求水準書(案)	給食食材の備蓄について	21	2	(3)	イ	(カ)	b	(c)	スペースを確保する上で、予備食の保管食数、予備食の大きさ、種類をご教示お願い致します。	応急給食の保管食数については、9,000食×3日分とし、サイズは430×290×170mm程度の段ボールが約680個、種類はレトルトカレー等を想定しています。
166	要求水準書(案)	給食食材の備蓄について	21	2	(3)	イ	(カ)	b	(c)	予備食と応急給食の備蓄は一緒との理解でよろしいでしょうか。また3日分は9,000食×3日分=27,000食との理解でよろしいでしょうか。副食の1つの大きさをご教示お願い致します。	予備食と応急給食は同一です。 なお、応急給食の保管食数については、9,000食×3日分とし、サイズは430×290×170mm程度の段ボールが約680個、種類はレトルトカレー等を想定しています。
167	要求水準書(案)	その他	21	2	(3)	イ	(キ)	a		「残さは、飼料化等により再利用する」とありますが、事業者が自ら再利用するお考えでしょうか。あるいは別に事業者提供するための保管場所としての位置づけでしょうか。	残さの飼料化等の再生利用の実施主体については、事業者の提案に委ねます。
168	要求水準書(案)	残さの処理	21	2	(3)	イ	(キ)	a		「残さは、飼料化等により再利用する計画とする」とありますが、飼料としての引き取り先は市が協議していただけるのでしょうか。	残さの飼料化等の再生利用については、全て事業者の業務範囲とします。 なお、本市では既存給食施設の一部において、市内事業者における残さの飼料化を実施しており、SDGs教育につなげています。
169	要求水準書(案)	トイレ(調理員専用)について	21	2	(3)	イ	(キ)	b		トイレ(調理員専用)は、事業者用トイレと兼用しても宜しいでしょうか。	表「主要諸室・ゾーン等の区域区分」のとおりとし、給食エリアに調理員専用トイレを設けることを必須とします。
170	要求水準書(案)	市職員用事務室	22	2	(3)	ウ	(ア)	a		来客・市職員用玄関(来場者用受付等)に下足箱の想定がなされておきませんが、市職員用事務室内は土足での使用を想定されますでしょうか。もしもその場合、栄養士4名が検収・調理立会を行う時は、どの場所で靴を脱いで調理エリアに入る想定をすればよろしいでしょうか。	土足利用エリア及び履き替え場所については、要求水準書(案)の施設内ゾーニング計画に記載のとおりとなります。必要場所に事業者の提案により下足箱等必要な備品を設置する計画としてください。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
171	要求水準書(案)	市職員用事務室	22	2	(3)	ウ	(ア)	a	(d)	給湯室は壁で区画せず、使い勝手を考慮し、壁で区画しないコーナーとしても宜しいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
172	要求水準書(案)	市職員用事務室	22	2	(3)	ウ	(ア)	a	(g)	要求水準書P17には「市職員用事務室に設ける電話及びFAXの回線数は2回線」と記載がありますが、要求水準書P22には「多機能電話機が4台」と記載がございます。回線数と個数が合いませんが、問題ないでしょうか。	多機能電話4台については、ひとつの電話番号にて使用する想定であるため、原案のとおりとします。
173	要求水準書(案)	市職員用更衣室	22	2	(3)	ウ	(ア)	b	(a)	確認ですが男女比1:2とは男子が1で女子が2でしょうか。	お見込みのとおりです。
174	要求水準書(案)	市職員用更衣室	22	2	(3)	ウ	(ア)	b	(c)	市職員用更衣室の市使用の備品として、洗濯乾燥機2台がございますが、洗濯機と乾燥機を各2台設置でも宜しいでしょうか。	問題ありません。
175	要求水準書(案)	施設整備業務における基本的な考え方	23	2	(3)	ウ	(ア)	c	(b)	多目的室の想定されている利用者に地域団体等とありますが、あくまで食育や給食に関わるイベント等での利用に限るのでしょうか。それとも利用の内容は問わず、希望団体が自由に使えるスペースとして開放するものでしょうか。	多目的室の利用者は、本来の目的である児童生徒等の見学、食育、会議等が行われない場合に限り、市が実施する貸室業務の範囲の中で、食育等に限らず広く地域団体等が利用することを想定しています。
176	要求水準書(案)	多目的室	23	2	(2)	ウ	(ア)	c	(d)	ウェブ会議システムについて、どの程度のものを想定すれば宜しいでしょうか。	インターネット回線を利用して、多目的室等と市公共施設や学校を遠隔で会議が実施できるものを想定しています。また、ウェブ会議を実施するにあたり必要な備品として、ウェブ会議用パソコン、大型モニター、カメラ、スピーカー等を想定しています。
177	要求水準書(案)	多目的室	23	2	(3)	ウ	(ア)	c	(i)	「上履きとの履き替えスペース等を適切に設ける。」とありますが、多目的室の利用者(食育関係団体、地域団体等)、最大150名程度を想定との理解で良いでしょうか。	要求水準書(案)の施設内ゾーニング計画に記載のとおり多目的室及び利用者が利用する共用部分等が土足となるため、多目的室利用者の履き替えスペースは想定していません。
178	要求水準書(案)	多目的室	23	2	(3)	ウ	(ア)	c	(j)	多目的室に設置する調理台について、コンロはIHでよろしいでしょうか。また、オープンレンジなどの機能は必要でしょうか。	原則としてコンロはガスとします。また、調理設備に必要な機能としては、ビルトインガスコンロ、オープンレンジ、水栓、レンジフード、食器棚等を想定してください。
179	要求水準書(案)	防災備蓄倉庫	23	2	(3)	ウ	(ア)	d		防災備蓄倉庫について、調理施設と独立した建物としてもよろしいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
180	要求水準書(案)	防災備蓄倉庫	23	2	(3)	ウ	(ア)	d	(a)	「(a)30㎡以上の室を1階に設け・・・」とありますが、防災備蓄倉庫は給食センターと別棟で計画しても宜しいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
181	要求水準書(案)	防災備蓄倉庫	23	2	(3)	ウ	(ア)	d	(c)	「備蓄品の維持管理に必要な温湿度管理が可能な仕様」と記載がありますが、常温(25以下80%以下)と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
182	要求水準書(案)	来客・市職員用玄関(来場者用受付等)	23	2	(3)	ウ	(ア)	f	(c)	来客・市職員用玄関に手洗い器等を設けるとありますが、多目的室の利用者(150人収容できる広さ)に対し、最大の使用人数の記載がないため、手洗器を何個設置するのが妥当か数量をご指定いただくことは可能でしょうか。	誤記のため、要求水準書(案)を修正します。多目的室の利用にあたり、手洗いを必須とすることは想定していません。
183	要求水準書(案)	来客・市職員用玄関(来場者用受付等)	24	2	(3)	ウ	(ア)	f	(e)	「来訪者対応のため、窓口を設ける。」とありますが、この窓口は市職員用事務室との間に設ける窓口との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
184	要求水準書(案)	トイレ	24	2	(3)	ウ	(ア)	g	(a)	「市職員等が使用するトイレを整備する。」とありますが、来客者も市職員とトイレを兼用も可という理解で宜しいでしょうか。また、来客者の想定される人数がわかればご教示ください。	お見込みのとおりです。また、想定される最大の来客者の人数は150人程度となります。
185	要求水準書(案)	資源物置場及び廃棄物置場	24	2	(3)	ウ	(イ)	c		資源物置場を別棟とすることは可能でしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
186	要求水準書(案)	資源物置場及び廃棄物置場	24	2	(3)	ウ	(イ)	c		資源物置場及び廃棄物置場は、限られた敷地のため、建物と一体とし、資源物・廃棄物室として宜しいでしょうか。	法令等遵守及び資源物・廃棄物の保管・処理に支障のない範囲において、事業者の提案に委ねます。
187	要求水準書(案)	資源物置場及び廃棄物置場	24	2	(3)	ウ	(イ)	c	(e)	配送校より回収した洗浄・開封・乾燥済みの牛乳パックの保管場所を別棟とすることは可能でしょうか。	牛乳パックの回収については、本施設ではなく、配送校で実施することと変更するため、保管場所を設ける必要はありません。これに伴い、要求水準書(案)を修正します。
188	要求水準書(案)	資源物置場及び廃棄物置場	24	2	(3)	ウ	(イ)	c	(e)	配送校で洗浄・開封・乾燥済みの牛乳パックの荷姿はどのような形で荷姿1つあたりの収容個数および重さをご教示願えないでしょうか。(例：90リットル袋に300個程度)	牛乳パックの回収については、本施設ではなく、配送校で実施することと変更するため、保管場所を設ける必要はありません。これに伴い、要求水準書(案)を修正します。
189	要求水準書(案)	その他必要諸室	24	2	(3)	ウ	(イ)	e	(a)	「電気室」とありますが、受変電設備は屋外型キュービクルとして宜しいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
190	要求水準書(案)	その他必要諸室	24	2	(3)	ウ	(イ)	e	(a)	その他必要諸室について、ボイラー室を別棟としても宜しいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
191	要求水準書(案)	その他の諸室	24	2	(3)	ウ	(イ)	e	(a)	その他の必要諸室について、見学については、本事業において、想定されていないと考えて宜しいでしょうか。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
192	要求水準書(案)	回転釜	25	2	(4)	イ	(ウ)	a		回転釜を使用する調理品の1日の最大調理品数をお示ください。	回転釜の使用については、汁物や煮物、炒め物の調理の他、炊飯の具の調理や揚げた後の和え調理、焼き物のタレ調理、和え物の和え調理等を含めると最大6品を想定しています。
193	要求水準書(案)	回転釜	25	2	(4)	イ	(ウ)	a	(c)	「釜を洗浄して二度調理に使用する2回転調理などがないよう」とのことですが、ここでいう「釜」は煮炊き調理に使用する回転釜のことであり、通常複数回転使用する和え物調理用の釜(ポイル釜および和え釜)は、対象外との理解でよろしいでしょうか。	和え物調理用の釜を整備するかは事業者の提案に委ねます。なお、同一料理において出汁やスープを取る、アク抜きや下茹で、ポイル、炒る、和える等の調理工程は2回転調理に含まれません。
194	要求水準書(案)	コンテナ洗浄機	26	2	(4)	イ	(エ)	b	(b)	エアブローや加熱などにより、水滴が除去できる機器とありますが、コンテナ洗浄機のみでは確実な水滴除去はできないため、ワイパー等で確実に除去する運用でよろしいですか。	運用方法により、水滴を確実に除去できるのであれば、問題ありません。
195	要求水準書(案)	設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続等の業務	27	2	(7)					事業者を申請者とする「確認申請(建築基準法第6条)」との理解で宜しいでしょうか。また、確認申請の場合、指定確認検査機関への申請で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。また、申請機関については、事業者の提案に委ねます。
196	要求水準書(案)	基本設計及び実施設計に関する書類の提出	27	2	(7)	イ	(エ)			「基本設計及び実施設計の各終了時には、以下の書類(電子データ化が可能なものについては、電子データを含む。)を提出する。とありますが、図面のCADデータを提出する場合の、ファイル形式の指定があれば、ご教示ください。	現在、本市で使用するJW-CADでの使用に支障のないファイル形式としてください。
197	要求水準書(案)	基本設計	27	2	(7)	イ	(エ)	a		基本設計図書に調理設備配置図の要求がありませんが、調理設備リストと整合した配置が必要だと考えますがいかがでしょうか。	お見込みのとおりです。「調理設備リスト」と整合した調理設備の配置については、基本設計図書、または、調理設備リストと合わせてお示しいただく必要があります。要求水準書(案)を修正します。
198	要求水準書(案)	基本設計	27	2	(7)	イ	(エ)	a		パース(A3:3カット程度)とありますが、外観2枚、内観1枚程度の想定で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
199	要求水準書(案)	実施設計	27	2	(7)	イ	(工)	b			実施設計図書に調理設備配置図の要求がありませんが、調理設備リストと整合した配置が必要だと考えますがいかがでしょうか。	お見込みのとおりです。「調理設備リスト」と整合した調理設備の配置については、実施設計図書、または、調理設備リストと合わせてお示しいただく必要があります。要求水準書(案)を修正します。
200	要求水準書(案)	実施設計	27	2	(7)	イ	(工)	b			昇降機設備及び小荷物専用昇降機を設置する場合、確認申請は工事着手前に昇降機メーカーが申請するため、実施設計完了時の提出資料には含まれないとの理解で宜しいでしょうか。尚、昇降機及び小荷物専用昇降機の確認申請は昇降機の内装色等を決定した上でメーカーに正式発注をかけないとメーカー側は対応してくれません。	昇降機設備及び小荷物専用昇降機に関する許認可手続書類一式については、実施設計図書としては提出を求めますが、提出時期については契約後の協議とします。
201	要求水準書(案)	提出書類の作成・提出	29	2	(8)	ア	(オ)	b			建設企業が作成した提出書類について監理技術者が市に提出・報告とありますが、提出者名は監理技術者名(工事監理企業名)でしょうか、それともSPCの名前でしょうか。	市はSPCと契約を締結するものであり、SPC名とすることを原則としますが、詳細については契約後の協議により決定します。
202	要求水準書(案)	提出書類の作成	29	2	(8)	イ	(イ)				工事期間中に作成する書類として、(a)機器承諾書、(b)主要資機材一覧、(c)主要工事施工計画書、(d)工事監理報告書とありますが、ここで記載されている(d)工事監理報告書とは、施工者が作成する工事報告書のことでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおり、「工事監理報告書」とは、工事監理企業が工事監理業務において、事業者(SPC)を通じて工事の監理状況を毎月市に報告するに当たり、作成するものです。施工品質管理方針書に従って、工事の進捗状況、監理状況の記録等を記載するものとし、工事概況及び工事進捗状況について報告する主要報告事項、工事監理状況報告事項、次月の主要監理課題等から構成することを想定しています。
203	要求水準書(案)	本施設の引渡し	30	2	(8)	ウ	(ウ)				引渡書類は建設事業者がSPCに引渡し、SPCから市に引渡す形となりますが、保証書等の名前はSPC名でよろしいでしょうか。又、登記用書類の名前は建設事業者の名前が入りますが、よろしいでしょうか。	市はSPCと契約を締結するものであり、SPC名とすることを原則としますが、詳細については契約に当たり協議するものとします。
204	要求水準書(案)	工事監理業務の内容	31	2	(9)	ウ	(ウ)				工事監理は常駐監理ではなく、一般監理との理解で宜しいでしょうか。	建築士法第2条第8項に定める工事監理に基づき、要求水準として求める工事監理業務を実施するに当たり、必要な実施形態を採用してください。
205	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	31	2	(10)	ア	(ア)				提供献立による食缶の最大使用パターン、最小使用パターンをご教授ください。	参考資料8「想定献立一覧」をご確認ください。
206	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	31	2	(10)	ア	(ア)				パン箱のサイズ記載がありませんが、サイズ及び仕様については提案者に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
207	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	31	2	(10)	ア	(ア)				表「食缶一覧(想定)」に、和え物用食缶の1学級使用数が7リットル×2個となっていますが、2個とも和え物に使用するのでしょうか。またその場合、1人当たりの和え物の喫食量は何グラムでしょうか。	誤記のため、1学級使用数を1に修正します。
208	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	31	2	(10)	ア	(ア)				米飯用食缶は内面フッ素加工とありますが、フッ素樹脂加工は経年劣化で剥離し、異物混入の原因になるため、オールステンレス製食缶でのご提案でもよろしいでしょうか。	あくまでも想定のため、フッ素加工を必須としませんが、生徒の配膳のしやすさ等を考慮しご提案ください。
209	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	31	2	(10)	ア	(ア)				「米飯用食缶・内面フッ素加工」と記載がありますが、保温性能が保たれ、清掃・管理に問題がなければ、フッ素加工をしていない食缶をご提案してもよろしいでしょうか。	あくまでも想定のため、フッ素加工を必須としませんが、生徒の配膳のしやすさ等を考慮しご提案ください。
210	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	31	2	(10)	ア	(ア)				和え物用食缶(7リットル程度)の1学級使用数が2食缶とありますが、1メニューで一度に2食缶使用するメニューをご教示ください。	誤記のため、1学級使用数を1に修正します。
211	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	31	2	(10)	ア	(ア)				和え物用食缶が、1学級使用数が2となっていますが、その両方に蓄冷剤が必要でしょうか。和え物は、2献立での同時提供はないとのことなので、1コース分の数量を調達すればよろしいでしょうか。	誤記のため、1学級使用数を1に修正します。
212	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	31	2	(10)	ア	(ア)				アレルギー対応食・ミキサー食用の容器2種類について調達数の記載がありませんが、それぞれ「アレルギー対応食の食数135食(=9000食×1.5%)+ミキサー食の食数5食」の140個+事業者提案の予備数量を調達すればよろしいでしょうか。	ミキサー食については、料理ごとにミキサーにかけ配膳するため、1日の提供が1人最大4品目となります。調達数については、要求水準書(案)に追記します。
213	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	31	2	(10)	ア	(ア)				コッペパンのサイズを教えてください。パン箱のサイズも教えてください。	コッペパンは、粉重量70g程度のものを想定しています。また、コッペパンの他、食パンも調理工程を経てパン箱に配膳することがあります。それらが1学級分配できるサイズをご提案ください。
214	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	31	2	(10)	ア	(ア)				食缶の調達数量についての記載がありませんが、最大食数に対し、給食提供に支障のない範囲の予備数を確保すれば、具体的な数量については事業者の提案に委ねて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	調達数については、要求水準書(案)に追記します。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
215	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	31	2	(10)	ア	(ア)				和え物用食缶は1学級使用数が2つとなっていますが、参考資料8において和え物の献立は1献立で食缶を2つ使用しているのではありません。参考資料8の想定献立を見ると、食缶の同時使用は最大4点と読み取れますが、同時に配送する食缶も最大4点という認識でよろしいでしょうか。	誤記のため、1学級使用数を1に修正します。下段については、お見込みのとおりです。
216	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	31	2	(10)	ア	(イ)				要求されている保温・保冷温度の能力が備わっていれば、蓄冷材の使用はなくてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示す保温・保冷機能を有するものであれば、蓄冷材の使用を必須としません。
217	要求水準書(案)	食缶及び配膳器具	31	2	(10)	ア	(ウ)				食缶のパッキン・クリップは、故障リスク低減のため、液体の献立など必要最低限の食缶に採用しています。米飯用、主菜用、和え物用、パン箱までパッキン・クリップは必要でしょうか。	全ての食缶をパッキン・クリップ付に制限するものではありませんが、児童生徒が階段により教室まで運ぶことを前提に、中身がこぼれないような範囲において、事業者の提案に委ねます。
218	要求水準書(案)	食器	32	2	(10)	イ	(ア)				食缶についてはアレルギー対応食・ミキサー食用を指定して頂いております。使用食器については、「学校給食における食物アレルギー対応指針」にあります通り、食器や調理器具の共用ができることが給食提供になりえるという考えから、通常食と同じ食器を使用するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
219	要求水準書(案)	食器調達数	32	2	(10)	イ	(ア)				食器の調達数量についての記載がありませんが、最大食数に対し、給食提供に支障のない範囲の予備数を確保すれば、具体的な数量については事業者の提案に委ねて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	調達数については、要求水準書(案)に追記します。
220	要求水準書(案)	食具	32	2	(10)	イ	(ア)				スプーンカゴ、フォークカゴとありますが、コンテナ内で適正に収納できていれば、カゴ以外のものを採用してもよろしいでしょうか。	生徒の配膳及び片づけのしやすさを踏まえ、原案のとおりとします。
221	要求水準書(案)	食器・食器カゴ及び食具等	32	2	(10)	イ	(ウ)				食器の最小使用パターンをご教授ください。	参考資料8「想定献立一覧」をご確認ください。
222	要求水準書(案)	コンテナ	32	2	(10)	ウ	(ア)				コンテナの外形サイズはW1,520×D850×H1,500程度とありますが、コンテナを配膳棚として使用することに配慮した棚高さであれば、メーカーのコンテナの規格寸法に合わせた高さとしてよろしいでしょうか。	問題ありません。
223	要求水準書(案)	コンテナ	32	2	(10)	ウ	(ア)				配送車両の駐車場所から学校配膳室までの経路がエレベーターを使用する配送校について、コンテナではなく台車等の運搬でも可として頂けないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
224	要求水準書(案)	コンテナ	32	2	(10)	ウ	(イ)				「コンテナにアレルギー対応食やミキサー食の配送用ボックスを積載する」と記載がありますが、専用ケースを用意して、コンテナとは別に運ぶ方法でもよろしいでしょうか。(直接外気に触れず、密閉したケースを使用する想定です。)	問題ありません。
225	要求水準書(案)	コンテナ	32	2	(10)	ウ	(イ)				コンテナ内にアレルギー対応食やミキサー食の配送用ボックス等を積載する...とございますが、各学校のアレルギー対応食数が提示されてなく、数の指定も難しいと思われるので、コンテナ内に積載できるスペースを設けておいて、万が一入りきれない場合は、コンテナ外への積載対応としてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
226	要求水準書(案)	コンテナ	32	2	(10)	ウ	(イ)				ふりかけ、ジャム、チーズ等の添物はビニール袋に入れて、コンテナに積載するのでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、添物のうち、冷凍果物については、和え物用食缶に配食することを想定しています。
227	要求水準書(案)	その他運営に必要な備品等	33	2	(10)	エ	(ウ)				配送用ボックス等に格納するアレルギー対応食及びミキサー食の容器の想定種類、使用数をご教授下さい。また、食器、トレイ・食具の格納は事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	容器の種類は、(10)調理備品調達業務「表 食缶一覧(想定)」に示す真空断熱フードジャー及び小容量配食容器です。 アレルギー対応食については、配送校及び献立内容により使用数が異なります。ミキサー食については、主食+副食3品を1セットとし、格納します。 また、食器・トレイ、食具については、通常食と同様に各学級へ運搬することを想定しているため、格納の必要はありません。
228	要求水準書(案)	配送車両調達業務	33	2	(11)						事業期間終了後に配送車の所有権は貴市へ引き渡しますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
229	要求水準書(案)	学校配膳室等改修業務	33	2	(12)						改修内容を事業者全てが統一できた方が公平な選定になると思料しますので、各校の改修箇所を各事業者提案ではなく、修繕箇所をご指示頂けないでしょうか。また見学の機会を再度頂けると幸いです。	事業者が実施する各学校配膳室の改修範囲及び仕様等については、各事業者からのご意見を踏まえて、市が指定し要求水準書(案)の修正及び参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。それ以外の改修範囲については事業者が必要と判断する場合において、事業者の負担で実施することを前提に、提案することができるものとします。なお、市が実施する各学校配膳室の改修範囲についても参考資料10「学校配膳室の概要」にて追記及び一部修正します。 また、現地見学会(配送校)についても、各事業者からの要望を踏まえ、入札説明書等の公表以降に再度の実施を予定します。
230	要求水準書(案)	学校配膳室等改修業務	33	2	(12)						当社が配膳室に準備した機器(タブレット端末の充電や監視カメラの電源)に関する電気代は少額であり、市の負担でお願いします。	配膳室内の光熱水費負担については、市の負担とします。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
231	要求水準書(案)	学校配膳室等改修業務	33	2	(12)	ア						各校の配膳室を見学した結果、ほぼ全ての学校でプラットフォームがなく、現状のままでは配膳ができません。プラットフォームの改修は市で行って頂かないと公平性が保てません。プラットフォームに関する改修整備は市で全てお願いします。	事業者が実施する各学校配膳室の改修範囲及び仕様等については、各事業者からのご意見を踏まえて、市が指定し要求水準書(案)の修正及び参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。それ以外の改修範囲については事業者が必要と判断する場合において、事業者の負担で実施することを前提に、提案することができるものとします。なお、市が実施する各学校配膳室の改修範囲についても参考資料10「学校配膳室の概要」にて追記及び一部修正します。
232	要求水準書(案)	学校配膳室等改修業務	33	2	(12)	ア						参考資料10及び現地見学会(配送校)により、事業者が提案書作成段階で改修が必要と判断した内容について、受託後の貴市との協議や事業者再検討により改修が不要となった場合、積極的な提案の妨げとなる可能性があるため、提案段階で見込んでいた施設整備費用(設計+建設)は増減対象とはしないで頂けないでしょうか。	事業者が実施する各学校配膳室の改修範囲及び仕様等については、各事業者からのご意見を踏まえて、市が指定し要求水準書(案)の修正及び参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。それ以外の改修範囲については事業者が必要と判断する場合において、事業者の負担で実施することを前提に、提案することができるものとします。なお、市が実施する各学校配膳室の改修範囲についても参考資料10「学校配膳室の概要」にて追記及び一部修正します。また、改修提案の協議段階での責任区分は事業者側のリスクと考えます。協議終了後にやむを得ず提案が不可となった場合の責任区分は実施方針のリスク分担表(案)No.29のとおりです。
233	要求水準書(案)	学校配膳室等改修業務	33	2	(12)	ア						事業者が配膳業務において必要不可欠と考えた改修提案を市と協議の上、その提案が不可となった場合、それに起因する被害が発生した際は、その責任区分は市側のリスクということによろしいでしょうか。	改修提案の協議段階での責任区分は事業者側のリスクと考えます。協議終了後にやむを得ず提案が不可となった場合の責任区分は実施方針のリスク分担表(案)No.29のとおりです。
234	要求水準書(案)	学校配膳室等改修業務	33	2	(12)	ア						配送校内の配膳室以外で、配送車の侵入経路上にある樹木の伐採・伐根については市でご対応頂けますでしょうか。	原則として参考資料10「学校配膳室の概要」に指定のない樹木の伐採や移植は行わないものとします。しかし、事業者が配送車両寸法及びその動線においてやむを得ず伐採や移植、枝払い等が必要となる場合は、協議の上、事業者の負担において実施するものとします。
235	要求水準書(案)	学校配膳室等改修業務	33	2	(12)	ア						学校配膳室の改修は事業者提案によりますが、天井仕上・照明器具・換気設備・防災設備についても既存利用を基本としてよろしいでしょうか。	原則として学校配膳室内の内装、設備機器等の改修は実施しないものとします。
236	要求水準書(案)	近隣対応・対策業務	33	2	(13)	ア						「事業者が必要に応じて行う近隣説明は、、、」とありますが、近隣説明の範囲をお示しください。	近隣説明の範囲について、市と協議の上、決定するものとします。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
237	要求水準書(案)	事故等発生時対応マニュアルの作成	34	2	(2)						また、本施設は小学校給食室等の炊き出しを行う給食施設を補完するため、市と調整の上、発災後72時間以降に炊き出し及び配送等を実施する、との記載がございます。 72時間以降の炊き出しについて、施設への電気、水道、ガス等の供給が回復していない場合の熱源等の調達は災害時における炊き出し等業務に含まれない、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 供給事業者からの熱源等の調達は、炊き出し等業務に含まれません。
238	要求水準書(案)	開所式の準備・開催	35	2	(10)						開所式の準備・支援・協力内容について現時点の想定で構わないので具体的にお示し頂けないでしょうか。	現時点では、開所式の会場設営や会場確保の協力、給食調理などを想定しています。
239	要求水準書(案)	業務の範囲	36	1	(1)						学校配膳室等維持管理業務(事業者が必要と判断し改修を実施した部分に限る。)が事業者の業務範囲となっておりますが、改修が必要な部分についてしっかりと調査したグループほど該当箇所が増え、事業者の業務範囲が広がり入札コストが高くなることが想定されます。 また、学校配膳室の維持管理は、事業者にてセキュリティ計画を実施する給食センターに比べ第三者による破損のリスクも高く、また、その破損が第三者によるものかどうか判断する証拠(監視カメラによる映像等)を確保することが困難なため事業者にとってリスクが高すぎると認識しております。 そのため、学校配膳室等維持管理業務は貴市にて実施していただけないでしょうか。	事業者が実施する各学校配膳室の改修範囲及び仕様等については、各事業者からのご意見を踏まえて、市が指定し要求水準書(案)の修正及び参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。それ以外の改修範囲については事業者が必要と判断する場合において、事業者の負担で実施することを前提に、提案することができるものとします。なお、市が実施する各学校配膳室の改修範囲についても参考資料10「学校配膳室の概要」にて追記及び一部修正します。
240	要求水準書(案)	関係法令等の遵守	37	1	(6)						維持管理業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書」(最新版)に準拠すると記載がございますが、関係法令等を遵守するとともに、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書」(最新版)を参考に、事業者の提案に委ねるとしていただきたい。	ご意見を踏まえ、要求水準書(案)を修正します。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
241	要求水準書(案)	関係法令等の遵守	37	1	(6)						「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書」(最新版)に準拠する」との記載がございますが、同仕様書は点検内容や頻度の記載があり、「準拠」することは性能発注であるPFI事業になじまず、また、国土交通省から公表されている「建築保全業務共通仕様書について」という資料中に「共通仕様書は、各府省庁等が建築保全業務を実施する際の「参考」として位置づけられており」と記載があることから、同仕様書につきましては「準拠」ではなく「参考」としていただき、提案の自由度を確保していただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、要求水準書(案)を修正します。
242	要求水準書(案)	業務計画書の作成	37	1	(7)	ア					業務報告書は電子データでの提出と指定されていますが、業務計画書や備品管理台帳についても電子データでの提出、提示でよろしいでしょうか。	紙・電子データ両方の提出を想定しています。
243	要求水準書(案)	費用の負担	38	1	(11)						「光熱水費及び回線使用料(市職員用事務室を除く)は、事業者の負担とする。」との記載がございますが、光熱水費及び回線使用料の負担は維持管理企業ではなく運営企業が負担することがPFI事業では一般的であり、維持管理業務としてその負担が記載されていますとコンソーシアムでの役割分担が複雑になることから、その負担につきましては運営業務に記載していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、業務の区分に応じて、費用負担者を定めるものではありません。
244	要求水準書(案)	費用の負担	38	1	(11)						近年の光熱水費の急激な高騰がPFI事業へ与える影響等への配慮から、最近実施方針が公表された案件では、光熱水費等を公共側にご負担いただくケースが増えてきているとお見受けします。本案件についても貴市の負担としていただけないでしょうか。ご検討のほどお願いいたします。	原案のとおりとします。 なお、物価変動に伴うサービス購入費の改定の対象費用に光熱水費相当額を含めることを予定しています。
245	要求水準書(案)	事業期間終了時の要求水準等	38	1	(13)						「少なくとも1年間は 事業期間中と同様の維持管理が可能な状態を保持していなければならない。」との記載がございますが、事業終了後に事業者が変わった場合などは事業期間中と同水準の使い方や維持管理が行われるとは限りません。使い方等によって設備が破損した場合であっても、事業期間中の維持管理等に帰責性を求められる可能性があることは現段階では否定することは出来ないと思慮します。そのため(13)の記載は事業者にとってリスクがあまりにも高いことから削除していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 事業者の使用保証を求める趣旨ではなく、直ちに更新が必要になることのないように、事業期間終了後も見据えた適切な維持管理を求めるものです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
246	要求水準書(案)	調理備品更新業務	43	5	(2)	イ					P6「用語の定義」より、調理備品には食器が含まれるとのことですが、食器の更新については貴市の実施業務と考えてよろしいでしょうか。P43「調理備品維持管理業務」の定期点検の項目から、食器の調達は貴市より別途の委託となると思われまますので、食器を調達頂く自治体さまによって、更新業務に関しても担当頂くのが効率的かと考えます。	食器を含む調理備品の調達及び更新については、事業者の業務範囲とします。 なお、要求水準書(案)に記載のある検査(食器の洗浄残留物等)については、市が別途市薬剤師会に委託することを予定しています。
247	要求水準書(案)	配送車両維持管理業務	43	6	(1)						配送車両はリースでも可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
248	要求水準書(案)	業務の対象	43	7	(1)						敷地内の「敷地内通路」は業務の対象となるのでしょうか。また正面出入口の門扉についても業務の対象となるかご教示ください。	「敷地内通路」は業務の対象となります。また同様に正面出入口の門扉についても業務の対象となります。
249	要求水準書(案)	日常清掃・定期清掃	44	8	(3)	ア					「表 定期清掃 要求水準内容」に記載の床・壁・天井の清掃回数に関して、良好な衛生状態を維持することを前提に、実施回数は事業者の提案に委ねるとしていただきたい。	ご意見を参考に、要求水準書(案)を修正します。
250	要求水準書(案)	防鼠・防虫	46	8	(3)	イ					長期休業期間中に1回ずつ年3回、鼠・害虫等駆除を行うと記載がございますが、学校給食衛生管理基準において、ねずみ及び衛生害虫について、発生状況を1ヶ月に1回以上点検するとともに、「発生を確認したときには、その都度駆除をすることとし、必要な場合には、補修、整理整頓、清掃、清拭、消毒等」を行うこととされており、また、「殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること」とされており、長期休業期間中の駆除は事業者の提案に委ねるとしていただきたい。	大量調理施設衛生管理マニュアルにおいては、「施設におけるねずみ、昆虫等の発生状況を1月に1回以上巡回点検するとともに、ねずみ、昆虫の駆除を半年に1回以上(発生を確認した時にはその都度)実施し、」とされていますが、より高度な衛生管理状況を保つため、原案のとおりとします。
251	要求水準書(案)	警備業務	46	9	(3)	イ					警報装置が、異常事態が発生した場合に、迅速に検知でき、あらかじめ定めた各関係機関へ自動的に通報する機能を有していると記載がございますが、警報装置が異常事態を検知した際に、異常の現地確認をしないまま関係機関へ自動的に通報するとした場合、誤報等の検知であっても自動的に関係各所へ連絡してしまいます。その為、異常を検知した場合、異常を確認した上で関係各所へ連絡する体制を有していただきたい。	ご意見を参考に、要求水準書(案)を修正します。
252	要求水準書(案)	警備業務	46	9	(3)	ウ					故障や災害時は、常駐または巡回警備に切り替えてとあるが、巡回の場合、巡回頻度は警備を実施する企業の判断で良いのでしょうか。 また大規模災害など、多数の警備先で同じ状況となり、常駐または巡回警備に切り替えて同等の水準を維持することができない場合は、市との協議でも宜しいのでしょうか。	災害状況等に応じ、市との協議により決定します。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
253	要求水準書(案)	要求水準	47	10	(4)	ア					「建物維持管理業務、建築設備維持管理業務及び調理設備維持管理業務における修繕・更新等計画は、基本的に長期修繕計画に基づいて計画するもの」とありますが、事業期間内に建築基準法上の大規模修繕は含まないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、建築基準法第2条第14号による大規模の修繕は想定していません。
254	要求水準書(案)	業務従事者の要件等	49	1	(3)	ア					ミキサー食調理主任について、他の責任者との兼務は可能でしょうか。	他の責任者との兼務も可能です。
255	要求水準書(案)	業務従事者の要件等	49	1	(3)	イ					正社員とは、会社と雇用期限の定めがない雇用契約を結んだ従業員との理解でよろしいでしょうか。	労働契約の期間の定めがない、所定労働時間がフルタイムである、直接雇用である者を正社員とします。
256	要求水準書(案)	研修補助業務	51	2	(1)	ウ					昼食開始時間が11時台と早く、手作り調理にも対応し、かつ給食開始時間の40分前に配送することとなっているため、要求水準書P51食材等の納品時間にある当日納品の野菜を前日納品としていただけないでしょうか。	納品時間については、あくまで現時点での想定です。市が作成する献立の調理が滞りなく実施できるよう、事業者決定後に協議するものとします。
257	要求水準書(案)	研修補助業務	51	2	(1)	ウ					肉類・魚類の調理前日の納品形態は冷凍でしょうか。	肉類については、原則冷蔵納品ですが、魚類については、原則冷凍納品です。
258	要求水準書(案)	非加熱提供する果物	52	3	(1)	ア	(ウ)				皮むきが必要な果物を具体的に教えてください。	皮むきが必要な果物の提供は、想定していません。
259	要求水準書(案)	業務内容	53	5	(1)						一段階配送、二段階配送とするかは事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
260	要求水準書(案)	業務内容	53	5	(1)						午前中の給食配送後、午後の回収まで配送トラックを学校に待機させる提案は可能でしょうか。	待機可能な学校については、参考資料10「学校配膳室の概要」学校配置図のとおりです。なお、記載がない学校については別途協議を行うものとします。
261	要求水準書(案)	業務内容	53	5	(1)						センター敷地に入る道路で時間外進入禁止区間がありました。このような区間の通行に関する配送トラックや工事車両の通行許可の取得について、通行許可申請等は市側で支援いただくことは可能でしょうか。	要求水準書(案)「近隣対応・対策業務」に記載のとおり、幹線道路からのアクセスの徹底としており、時間外進入禁止となる道路からのアクセスは原則できません。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
262	要求水準書(案)	配送及び回収業務	53	5	(1)	ウ					飲用牛乳パックの洗浄・開封・乾燥は生徒が実施するということがよろしいでしょうか。配膳員の作業になりますと相当数の人員、時間が必要となります。	お見込みのとおりです。
263	要求水準書(案)	配送及び回収時刻等	53	5	(2)	エ					配送校の昼食時間について、要求水準書中に示される時点での昼食時間を参考に、配送計画を作成してよろしいでしょうか。また、供用時までに昼食時間が変更され、それに伴って提案段階での配送計画が変更となり、配送車や配送員の増加が生じた場合、増加分の事業費は貴市負担として頂くようお願い致します。	供用開始時の昼食時間が未定のため、現時点での昼食時間をもとに配送計画を作成してください。 なお、配送校での昼食時間の変更による配送計画の変更は市のリスク分担とし、事業費の増減について協議を行うこととしますが、当初から想定の日課や行事等はこれに含まれません。
264	要求水準書(案)	学校配膳室等業務	54	6	(1)						現在市で雇用しています、配膳員の再雇用は可能でしょうか。可能な場合は、安心して転籍して頂きたく、現在市で雇用されています、従事者の1日の労働時間、年間労働時間、時給、年収、福利厚生、賞与等事業費を試算する上で必要な情報をご教示お願い致します。	現在、(仮称)南部学校給食センター配送校の配膳員は、市で雇用していません。 参考に市で雇用している給食受入作業員の勤務条件等については、以下のURLからご覧ください。 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026815/boshu/staff/1011034.html
265	要求水準書(案)	学校配膳室等業務	54	6	(1)						配膳員が使用する便所は配膳室近隣にある便所を使用させて頂けますでしょうか。また、配膳員が出勤に自家用車・自転車・バイクを使用する場合は校内に駐車させて頂けますでしょうか。	配送校内の施設のうち、配膳員が使用することのできる便所等については、契約後に各配送校から指定します。 また、配膳員の自家用車等の駐車については原則不可とします。ただし、民間駐車場等の確保が困難である場合で、各配送校に駐車可能スペースがある場合、協議を行うものとし、駐車する場合は「相模原市市有財産条例」第6条に基づき使用料が発生します。 自転車については駐輪可能です。
266	要求水準書(案)	学校配膳室等業務	54	6	(1)	オ					令和9年度末まで「参考資料10学校配膳室の概要」に示す場所へ汁物用食缶の運搬を行うとの事ですが、汁物用食缶の運搬は重労働となり、また令和9年度終了後、雇用解除する必要がありますので、開業時から生徒がコンテナから直接食器食缶等を取り出すようご検討お願い致します。	全員喫食の円滑な導入に向け、給食運営が定着するまでの間、実施するものであるため、原案のとおりとします。
267	要求水準書(案)	残さ等処理業務	54	7	(1)	ア					飲み残しの飲用牛乳は配膳室で処分できる状態で回収されてくるとの理解でよろしいでしょうか。(他の料理の配缶などに混入されない専用の容器等で回収される)	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
268	要求水準書(案)	残さ等処理業務	54	7	(1)	ア					「配送校から回収した残食(事業者が調理した料理以外のパンや直送品を含む(飲用牛乳は学校配膳室にて処分可))」と記載がございますが、飲用牛乳を学校配膳室にて処分する場合、処分を実施するのは事業者の配膳員との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
269	要求水準書(案)	残さ等処理業務	55	7	(1)	エ					事業者は、残さの飼料化等の再生利用を行うとありますが、再生利用した残さの回収は貴市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	再生利用の方法により、必ずしも回収を要するものではないため、残さの再生利用については全て事業者の業務範囲となります。
270	要求水準書(案)	残さ等処理業務	55	7	(1)	エ					事業者は、残さの飼料化等の再生利用を行うとありますが、飼料化等という表現には残さの分解処理も含まれるのでしょうか。	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律における「再生利用」のみとし、分解処理は含みません。
271	要求水準書(案)	残さ等・廃棄物処理業務	55	7	(1)	エ					「残さ等の処分に当たり、飼料化等の再生利用を行う」とありますが、飼料化以外で可とする方法があればご教授下さい。(堆肥化して地元農家へ還元する計画等)また、残さ全てが再生利用の対象ではなく、一部でも可という理解で宜しいですか。	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律における「再生利用」であれば問題ありません。 なお、対象については、残さの一部とすることも妨げません。
272	要求水準書(案)	残さ等処理業務	55	7	(1)	エ					「事業者は残さ等の処分に当たり、飼料化等の再生利用を行う」とありますが、事業者の担当業務は厨芥処理機での脱水とごみの取りまとめとし、施設からの運び出しを含む、その後の処理は貴市の業務区分との認識としてよろしいでしょうか。	残さ等の処理業務は、全て事業者の業務範囲とし、再生利用の方法は事業者の提案に委ねます。 従って、再生利用に伴い発生する施設からの運び出し等についても事業者の業務範囲とします。
273	要求水準書(案)	廃棄物処理業務	55	7	(2)	ウ					飲用牛乳のパックの処分は事業範囲外とし、市が別途委託する事業者が週3回以上の回収を予定していると記載がございますが、飲用牛乳パックは一旦給食センターに回収され、別途委託された事業者が回収にくるまでセンターの廃棄物庫に保管されるのでしょうか。	牛乳パックの回収については、本施設ではなく、配送校で実施することに変更するため、保管場所を設ける必要はありません。 これに伴い、要求水準書(案)を修正します。
274	要求水準書(案)	廃棄物処理業務	55	7	(2)	ウ					飲用牛乳のパックの処分は事業範囲外とし、市が別途委託する事業者が週3回以上の回収を予定していると記載がございますが、飲料用牛乳パック最大9,000パックの回収が週3回であった場合、18,000パックを保管する必要がございます。その為、回収は毎日としていただけますようお願いいたします。	牛乳パックの回収については、本施設ではなく、配送校で実施することに変更するため、保管場所を設ける必要はありません。 これに伴い、要求水準書(案)を修正します。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
275	要求水準書(案)	廃棄物処理業務	55	7	(2)	ウ					飲用牛乳のパックの処分は事業範囲外とし、市が別途委託する事業者が週3回以上の回収を予定していると記載がありますが、飲み残しではなく、そもそも飲まれていない牛乳の回収も市が別途委託される事業者が回収するとの理解でよろしいでしょうか。	飲み残し及び未開封の牛乳は、どちらも配膳室で処分可能な状態で返却されます。
276	要求水準書(案)	廃棄物処理業務	55	7	(2)	ウ					環境対策でゴミの資源化などを生徒さんが学ぶ機会の一環として、生徒さんによるビニール小袋調味料・ストローなどの分別をご指導をご検討ください。なお、その場合、分別回収のビニール袋を各クラスに配布します。	添物等のビニール袋については、教室で分別し、配膳室まで返却することを想定しています。
277	要求水準書(案)	廃棄物処理業務	55	7	(2)	ウ					飲用牛乳のパックの回収について、給食センターからではなく直接配送校から回収できるようご検討頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、要求水準書(案)を修正します。
278	要求水準書(案)	試食会対応	55	9	(2)						試食会は、1度に何食程度行うのでしょうか。	平均40食(1学級分)、最大80食(2学級分)程度を想定しています。
279	要求水準書(案)	試食会対応	55	9	(2)						試食会は、センターと学校とどちらで行うのでしょうか。	配送校及び本施設内で行う計画とします。
280	要求水準書(案)	配送業務	56	10	(1)	ウ	(イ)				アレルギー対応食の配送として「蓋付きの配送用ボックスを使用する」とありますが、蓋付の配送用ボックスには、個人別に収納するのではなく、同じ学校の複数人分をまとめて入れるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、個食容器と管理表などを個人別にまとめる方法は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
281	要求水準書(案)	ミキサー食対応	56	10	(2)	イ	(ア)				ミキサー食は、硬さの段階の違いなど、複数種類を調理する可能性はあるでしょうか。	対象生徒の状況により、複数種類を調理する可能性もあります。
282	要求水準書(案)	付帯事業	61								付帯事業の評価より、安全、安心な給食の提供の評価を重視していただき、評価点もその内容に沿った内容としていただけると幸いです。	参考にさせていただきます。 なお、評価点は、今後「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」の意見を伺いながら、決定し、入札説明書等と合わせて落札者決定基準において公表する予定です。
283	要求水準書(案)	付帯事業	61								安全、安心な給食の提供を最優先に考えてご提案させていただきます。よって、付帯事業の評価点が高くないようご配慮お願い致します。	参考にさせていただきます。 なお、評価点は、今後「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」の意見を伺いながら、決定し、入札説明書等と合わせて落札者決定基準において公表する予定です。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
284	要求水準書(案)	付帯事業について	61								付帯事業の点数に重きをおくことがないようご配慮いただきたい。 サービス利用者である生徒のための給食運営として、安心・安全な給食のための提案に重きを置くよう配慮していただきたいです。	参考にさせていただきます。 なお、評価点は、今後「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」の意見を伺いながら、決定し、入札説明書等と合わせて落札者決定基準において公表する予定です。
285	要求水準書(案)	その他	61	4	(4)						付帯業務で市へ支払う使用料の条例には「固定資産課税台帳に登録された固定資産税評価額に100分の3を乗じて得た額」とありますが、公共施設である当該施設における付帯業務で使用する固定資産の具体的な計算方法を教えてください。	固定資産税評価額は、使用に係る土地の近傍類似地の固定資産課税台帳に登録されている額を用いて計算しています。
286	要求水準書(案)	その他	61	4	(4)						付帯業務で市へ支払う使用料の条例には「使用に係る建物について市長が定めた評価額に100分の6を乗じて得た額」とありますが、公共施設である当該施設における市長が定めた評価額とはどのように決定されるのか教えてください。	建物の評価額は「相模原市市有財産条例施行規則」第4条に記載があるとおり、建築費又は製造費等を基に計算しています。
287	参考資料2	敷地範囲図									敷地範囲図のCADデータがあれば、ご提供をお願いします。宜しく申し上げます。	ご意見を踏まえ、対応します。 希望する場合は、次の内容をご確認いただき、電子メールで申込みをお願いします。 申込先 ・相模原市教育委員会教育局学校給食課 企画推進班 ・電子メールアドレス： gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp 電子メールに記載する事項 ・件名は、【(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業敷地範囲図提供申込(団体名)】としてください。 1.事業名：(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業 2.企業名 3.担当者 4.連絡先 提供方法等 ・申込みのあった電子メールアドレスに送付します。 ・なお、提供するCADデータは、現在、本市で使用するJW-CADに対応するものとなります。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
288	参考資料2	敷地範囲図								参考資料2の敷地範囲図のCADデータを希望者へご提供いただくことは可能でしょうか。	ご意見を踏まえ、対応します。 希望する場合は、次の内容をご確認いただき、電子メールで申込みをお願いします。 申込先 ・相模原市教育委員会教育局学校給食課 企画推進班 ・電子メールアドレス： gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp 電子メールに記載する事項 ・件名は、【(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業敷地範囲図提供申込(団体名)】としてください。 1.事業名：(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業 2.企業名 3.担当者 4.連絡先 提供方法等 ・申込みのあった電子メールアドレスに送付します。 ・なお、提供するCADデータは、現在、本市で使用するJW-CADに対応するものとなります。
289	参考資料2	敷地範囲図								事業範囲の敷地は敷地範囲図の赤線で囲った場所との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
290	参考資料3-3	インフラ現況図(ガス)								低圧ガスも中圧ガスも引込なしと記載があり、延伸については「供給事業者を確認し延伸による供給を検討……」とあります。一方で、周辺のガス埋設状況の説明資料(3-3)の圧力と口径の文字が小さく判別が難しいので、大きな文字で記されたものに差替えていただけないでしょうか。	供給事業者へ確認を行ってください。
291	参考資料4	地盤調査結果								公開されている地質調査の書類は、事業者が受注後に貸与を受け、あるいは設計、工事や各種申請などに活用できるものと考えてよいでしょうか。	契約後の貸与は可能ですが、活用については事業者(設計者)により判断ください。
292	参考資料5-1	既存施設に関する資料								既存施設に関する資料のP2「解体後の配置図」の高低差を見ると、現況地盤に比べて低いレベルで整備されるものと読み取れます。給食センターの整備のために盛土が必要となる場合、開発行為の除外対象となる見込みでしょうか。	開発許可の要否については、事業者それぞれの提案内容によることとなりますので、必要に応じて関係部署へ確認を行ってください。
293	参考資料5-1	既存施設に関する資料								既存施設 管理棟 図面に「既存杭は残置となる」とありますが、解体撤去工事時に既存杭の位置・レベル、杭径等を測量頂き、測量データを提供頂きたいをお願いします。新設建物の基礎、杭との干渉を避ける目的のため。	残置となる杭については、解体工事において、既存杭の位置、レベル、杭径等必要となるデータを確認し、提供します。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
294	参考資料5-1	既存施設に関する資料									「管理棟」以外の「職員詰所」「焼却施設」「管理棟脱臭室」「N1,2消化槽」「最終沈殿槽」その他既存施設には杭の記載はありませんが、杭があった場合撤去されまじうでしょうか。 既存杭があり残置した場合、新設本体施設で計画した杭・基礎と干渉した場合、計画の変更等による設計・建設工期の変更、工法の変更等による増加費用(それに伴う金融費用含む)について、協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。また、既存杭があり残置された場合は、案件ごとの状況等に応じて、合理性を判断することを想定しており、疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議することとしています。
295	参考資料8	想定献立一覧									献立の組合せ等の詳細の分析をしやすいよう、Excelデータでの公開を希望いたします。	本回答と合わせて、市HPにおいて追加公表します。
296	参考資料8	想定献立一覧									同時提供の最大品数(回転釜で何品作るか、など)や、食器および食缶の使用組み合わせなどは、全て参考資料8に記載されている(=参考資料8の条件をクリアできれば、それ以上はない)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
297	参考資料8	想定献立一覧									要求水準書(案)P31において、和え物用食缶は「1学級使用数」が2となっています。一方「参考資料8 想定献立一覧」では、1コース内で食缶の欄に「和」が2つ記載されている献立はありません。どのような場合に2点の和え物食缶を同時に使用するのでしょうか。また、和え物食缶を2点同時に使用する日は、その他の食缶(例えば主菜食缶)を使用せず、コンテナに積載する食缶の個数は最大4点との理解でよろしいでしょうか。	誤記のため、1学級使用数を1に修正します。
298	参考資料8	想定献立一覧									小袋アーモンド等のビニール袋で提供する食材について、チーズ等の冷蔵が必要な食材は無いといった認識でよろしいでしょうか。	型抜きチーズ等冷蔵保管が必要な食材も使用します。
299	参考資料9	調理指示書例									ハンバーグやコロッケは基本的には既製品を使用するという理解でよろしいでしょうか。手作りの提案が加点対象とありますが、実施する日を何日程度実施すると加点される等の採点基準は設けていただけのでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、評価点等については、今後、「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」のご意見を伺いながら決定し、入札説明書等と合わせて落札者決定基準において公表する予定です。
300	参考資料9	調理指示書例									和え物・サラダの調理方法について、調理加熱時に味付けし、冷却した場合に味が薄くなる等の心配が予想されます。調理方法については「ボイル 冷却 和え(調味)」の工程にする等、事業者の提案として頂けないでしょうか。	調理指示書例のため、本市既存施設の調理方法を例示しています。 調理方法については、市と事業者で行う調理ミーティングや献立・衛生ミーティング等を踏まえ、市が調理指示を決定します。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
301	参考資料9	調理指示書例									調理指示書例には、除去食は、アレルギー食材を投入前の通常食から取り分け、最終調味等を行う調理手順が記載されていますが、これはあくまで例であり、事業者の提案により、より安全なアレルギー対応食提供に寄与する手順を提案してもよろしいでしょうか。	調理指示書例のため、より安全なアレルギー対応食提供の提案を妨げるものではありません。
302	参考資料10	学校配膳室の概要									エレベーターを使用する学校において、エレベーターの最大積載重量をご提示頂けないでしょうか。	参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。
303	参考資料10	学校配膳室の概要									「一部の学校配膳室については、令和8年8月までに整備予定がある。」と記載ありますが具体的にどの学校かをご提示頂けますか？	「一部の学校配膳室」を「整備予定の学校配膳室」と読み替えてください。 参考資料10「学校配膳室の概要」を修正します。
304	参考資料10	学校配膳室の概要									「5 一部の学校配膳室については、令和8年8月までに整備予定である。」とありますが、各学校の図面中に「(整備予定)」と記載されている部分については、貴市が令和8年8月までに整備して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、参考資料10「学校配膳室の概要」 平面図に記載のある「整備予定」及び「整備済み」について一部修正します。
305	参考資料10	学校配膳室の概要									各学校で配送車両待機可能場所を記載頂いていますが、配送車両の待機とはコンテナ配送から回収までの間、配送員及び配送車両を待機させて良いといった認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
306	参考資料10	学校配膳室の概要									各配送校の現地見学会にて搬入想定経路を確認させて頂きましたが、その他想定経路外の搬入経路を検討提案するため、入札公告公表後に再度現地見学会の機会を設定頂けないでしょうか。	現地見学会(配送校)については、各事業者からの要望を踏まえ、入札説明書等の公表以降に再度の実施を予定します。
307	参考資料10	学校配膳室の概要									コンテナを載せるエレベーターの中に鏡が張っておりますが、破損リスクが高いため、必要性が低いのであれば取り外して頂けないでしょうか。	バリアフリーの観点から取り外すことはできません。
308	参考資料10	学校配膳室の概要									各校へ同一規格・サイズの小荷物専用昇降機(ダムウェーター)の設置をお願いします。 ダムウェーターの設置がなく、配膳員による人力で2階以上への配膳を行う場合、労働災害多発の可能性があることに加え、配膳員の定着率が安定しないこと等が想定され、安定した給食の実施に支障を来す可能性があります。	小荷物専用昇降機(ダムウェーター)の設置は想定していません。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
309	参考資料10	学校配膳室の概要									トラック動線に障害になる樹木の伐採又は移植等は事業者の提案として行っても宜しいでしょうか。	原則として参考資料10「学校配膳室の概要」に指定のない樹木の伐採や移植は行わないものとします。しかし、事業者が配送車両寸法及びその動線においてやむを得ず伐採や移植、枝払い等が必要となる場合は、協議の上、事業者の負担において実施するものとします。
310	参考資料10	学校配膳室の概要									配送校でコンテナをエレベーターに載せる学校は新町中、谷口中の2校のみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
311	参考資料10	学校配膳室の概要									緑が丘中学校、大野台中学校エレベーターのカゴ内寸・開口寸法についてご教示頂けませんでしょうか。	参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。
312	参考資料10	学校配膳室の概要									弥栄中学校入り口の歩道にあるボールの移設をお願いします。	ご指摘のボールの特定はできていませんが、歩道上の工作物は学校施設ではないため、市において移設等はいりません。必要に応じて事業者が道路管理者等と協議を行い、事業者の負担において移設を実施してください。
313	参考資料10	学校配膳室の概要									弥栄中学校の搬入経路に障害物(手すり、樹木など)が多く車両の切り替えなどを行う安全なスペースの確保をお願いします。	原則として参考資料10「学校配膳室の概要」に指定のない樹木の伐採や移植、手すりの撤去は行わないものとします。しかし、事業者が配送車両寸法及びその動線においてやむを得ず伐採や移植、枝払い及び手すりの撤去等が必要となる場合は、協議の上、事業者の負担において実施するものとします。
314	参考資料10	学校配膳室の概要									学校配置図において、2階以上に「食缶受け渡し場所」が配置され、かつエレベーターが設置されていない学校が多数ありますが、当該校では配膳員が2階以上の「食缶受け渡し場所」まで人力で配膳するとの認識で正しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
315	参考資料10	学校配膳室の概要									学校現地説明会では「配膳員が配膳室以外の場所へ配膳する学校もある」と職員の方が説明していました。その学校はどこですか、学校名と動線図を教えてください。	要求水準書(案)及び参考資料に記載のない業務はありません。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
316	参考資料10	学校配膳室の概要									配膳作業に支障のあるフェンスは、撤去することは可能でしょうか。	原則として、学校施設として管理上必要となる囲障(フェンス・門扉等)の撤去等はできません。しかし配送車両寸法及びその動線において支障となる部分が生じ、撤去が必要となった場合は、市からの指示により学校管理上必要となる箇所に撤去したものと同等の囲障を整備するものとします。
317	参考資料10	学校配膳室の概要									配送車の動線にある門扉の改修は可能でしょうか。	原則として、学校施設として管理上必要となる囲障(フェンス・門扉等)の撤去等はできません。しかし配送車両寸法及びその動線において支障となる部分が生じ、撤去が必要となった場合は、市からの指示により学校管理上必要となる箇所に撤去したものと同等の囲障を整備するものとします。
318	参考資料10	学校配膳室の概要									保安の為、配膳室にカメラの設置は可能ですか。その際、光ケーブル等インフラ整備をお願いします。	カメラの設置は可能ですが、それに伴い必要となる光ケーブル等インフラ整備の負担は事業者とします。
319	参考資料10	学校配膳室の概要									要求水準書参考資料10の学校既存図をCADデータで希望者へご提供いただくことは可能でしょうか。	参考資料10「学校配膳室の概要」の提供データはPDFデータのみとなります。
320	参考資料10	学校配膳室の概要									大野台中学校について、図面のとおりバックで納品を行うと公道にはみ出てしまい交通の妨げになります。トラックを横づけしてトラック後方より納品ができるようプラットフォームの増築をお願いします。	事業者が実施する各学校配膳室の改修範囲及び仕様等については、各事業者からのご意見を踏まえて、市が指定し要求水準書(案)の修正及び参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。それ以外の改修範囲については事業者が必要と判断する場合において、事業者の負担で実施することを前提に、提案することができるものとします。なお、市が実施する各学校配膳室の改修範囲についても参考資料10「学校配膳室の概要」にて追記及び一部修正します。
321	参考資料11	標準的な配膳業務の流れ									「2 汁物用食缶の運搬について」鍵付きコンテナ等での保管とありますが、調達は貴市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
322	参考資料11	標準的な配膳業務の流れ									「令和9年度末までは、「参考資料10 学校配膳室の概要」に示す場所へ汁物用食缶の運搬を行う。運搬した食缶は、空き教室や鍵付きコンテナ等での保管を想定している。」と記載がありますが、令和10年度以降はどのような業務になるのでしょうか？	令和10年度以降は、全ての食缶を生徒が手運びで運搬することとし、配膳員の業務としません。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
323 参考資料 1 1	標準的な配膳業務の流れ									事業者の業務として「職員室分の給食配膳」が挙げられておりますが、給食の「盛り付け」を事業者が行う場合、例えば万が一食中毒・異物混入が発生した際に、責任の所在の特定が困難となります。業務範囲は職員室への食器・食缶受け渡しまでとさせていただきますようお願い致します。	学校現場における教職員の多忙化の状況に鑑み、給食時間までの可能な範囲において実施するものであるため、原案のとおりとします。
324 参考資料 1 1	標準的な配膳業務の流れ									学校配膳室等業務について、「参考資料 1 1 標準的な配膳業務の流れ」記載の内容と理解していますが、「食器・食缶受け取り補助」とは、配膳室にて受け取りの補助を行うとの理解でよろしいでしょうか。	食器・食缶受け取り補助については、原則、事業者が調達するコンテナ、牛乳保冷庫からの受け渡しとし、2階以上の食缶置き場は除きます。 具体的な補助内容は、学級誤りがないか確認することや取りやすい位置へ移動すること等を想定しています。
325 参考資料 1 3	防災力の向上に係る基本的な考え方									連続炊飯器、回転釜 2 台の平時の燃料については、他の燃料は排除するというのでしょうか。あくまでも「原則」ということでこれ以外の提案も受け付けるということが良いですか？ 令和 5 年度相模原市トライアル発注制度の認定品である B O G E T S (ボーゲッツ)は、平时に都市ガスを使用し、災害時に都市ガスの供給が停止した場合は、あらかじめ備蓄しておいた L P ガスを都市ガスに変換するガス変換機を用いて都市ガス機器を使用することのできるシステムで、エネルギー源を分散化することによる災害時の強靱性を高めたシステムです。 このシステムを導入して、平时にはガス釜、連続炊飯システムの熱源を都市ガスとすることにより、以下の点においてメリットがあると考えます。 1 燃料費が安く、15年間で考えるとかなりのコストダウンになる 2 CO2排出量が L P ガス 6.6 kg/m ³ に対して都市ガス 2.21 kg/m ³ の方が少なく、15年間で考えると 9,000食/日の場合では 15年間で約 8.2万 t の CO2削減につながる 3 平时に都市ガスを使用し、L P ガスは災害時の炊き出しの分だけで良いため、平时に L P ガスを使用する場合に比べて、L P ガスの備蓄スペースが小さくなる 4 平时に L P ガスを使用すると、配送トラックが往来し、交通渋滞や排ガスの問題が生じるが、平时に都市ガスを使用する場合は、そのような問題は発生しない。	L P ガスに限定せずに「原則」とするものです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
326 参考資料13	防災力の向上に係る基本的な考え方									「ライフライン停止時においても、9,000食の米飯、汁物の調理が最低でも1回は可能」とありますが、食材について確認させてください。米飯については、通常の給食用食材のローリングストックと明文化されていますが、汁物については、給食用食材が常に保管されているとは限らないので、別途フリーズドライのみそ汁などを市が備蓄食材として調達されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、ライフライン停止時において、(仮称)南部学校給食センターでは米飯、副食の調理を最低でも9,000食(1回)は可能とします。
327 参考資料13	防災力の向上に係る基本的な考え方									災害時にライフラインが停止すると想定がありますが、近年起きた風水害や大地震などの中でも中圧ガスではいずれの災害でも供給停止はありませんでした。ライフラインの停止に備えて自家発電設備を設置されるとありますが、中圧を引き込んで低圧に減圧された都市ガスを熱源とした停電対応型の自家発電機能を持った小型コージェネを設置することはいかがでしょうか。	ご意見を参考とさせていただきます。
328 参考資料13	防災力の向上に係る基本的な考え方									平時からLPガスを原則とありますが、LPガスの残量状況によっては災害時に機能しないケースも想定されますので、LPガスは災害時のみに使用できるものを検討されることをお勧めします。 その際の対応策として、LPガスに空気を混ぜて疑似都市ガス(13A)を供給できるBOGETSというシステムを設置すると平時はランニングコストが安く、維持管理の容易な都市ガスを使用し、低圧ガスなどの供給停止の際にBOGETSを介してLPガスを使用して機器を稼働させる事により、都市ガスの供給停止に備えることが可能となります。 また、平時から8,000～9,000食/日規模の給食センターにLPガスを使用すると、バルクという大きなボンベのようなものを設置しなくてはならず、設置工事に係る費用が都市ガスの場合と比較して高額となるケースがあります。	ご意見を参考とさせていただきます。
329 参考資料14	環境配慮に係る基本的な考え方									平時からLPガスを使用するとありますが、上溝給食センター(3,000食/日)の約3倍の規模とすると、単純に上溝給食センターの3倍の供給量、頻度でのLPガス配送となるのではないのでしょうか。 都市ガスのCO2排出量は、運搬車(トラックやローリー車)の排気ガスのCO2だけでなく、LPガスのCO2排出量と比較して少ないため、環境の視点からも都市ガスでの利用をお勧めいたします。	ご意見を参考とさせていただきます。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

要求水準書(案)及び参考資料

	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
330	参考資料13	防災力の向上に係る基本的な考え方								ライフライン停止時の炊き出し、米飯、汁物の1人当たりの量をご提示ください。	炊き出しは、平時の給食量を踏まえ、応急給食用食材を活用することを想定しています。
331	参考資料13	防災力の向上に係る基本的な考え方								ライフライン停止時の炊き出し、米飯、汁物の調理内容をご提示ください。	炊き出しは、いずれも応急給食用食材の活用を想定しています。
332	参考資料13	防災力の向上に係る基本的な考え方								ライフライン停止時の炊き出し、米飯、汁物の配送の際の容器等はどのようなものを想定されていますか。また、その調達は、事業者でしょうか。もしくは、市でしょうか。	炊き出し時の容器等については事業者の提案に委ねるもので、調達を含め事業者の業務範囲となります。 なお、開業準備業務において、炊き出し業務の対応等については「事故等発生時対応マニュアル」を作成することとしており、運用についても事業者の提案に委ねるものとしています。 ただし、災害時の炊き出し及び配送等に係る詳細及びサービス対価の支払い時期等に係る協定を締結するものとし、必要な経費はPFI事業費に含めないこととしています。 詳細については、参考資料13「防災力の向上に係る基本的な考え方」を参照してください。
333	参考資料13	防災力の向上に係る基本的な考え方								ライフラインの停止に備えて自家発電設備を設置されるとありますが、相模原市が想定している自家発電設備があれば、ご享受ください。	法令等遵守する範囲において、事業者の提案に委ねます。
334	参考資料14	環境配慮に係る基本的な考え方								「事業者は、残さ等の処分に当たり、飼料化等の再生利用を行う。」とありますが、飼料化等したものは本事業内で利用しなければならないのでしょうか。	本事業内での利用を限定するものではありません。
335	参考資料14	環境配慮に係る基本的な考え方								災害時に連続炊飯システムを稼働させるのに必要な電源を確保するために自家発電設備の設置とありますが、平時も非常時も都市ガスが供給されている限り、発電し続けることが出来る、停電対応型の小型コージェネを設置することが考えられます。 平時は発電する際の排熱を給湯に利用する事により、電気とガスの購入量を削減することが出来ます。それにより、ZEB達成の一助となるものと思われれます。なお、今回のZEB認証検討範囲は建物のどの部分になるか、ご享受ください。	ご意見を参考とさせていただきます。 なお、ZEB認証検討範囲については、給食センターの建物を対象とし、建物用途や算定対象は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を適用することを想定しています。